別紙１－１－４０
共通 09　別紙２一覧

共通 09 別紙２一覧

No.	名称	提出日	機能要求②
1	第４条：核燃料物質の臨界防止	1/27	有
2	第５条：安全機能を有する施設の地盤 第 32 条：重大事故等対処施設の地盤	－	－
3	第６条：地震による損傷の防止 第 33 条：地震による損傷の防止	－	－
4	第７条：津波による損傷の防止 第 34 条：津波による損傷の防止	－	－
5	第８条：外部からの衝撃による損傷の防止	－	－
6	第９条：再処理施設への人の不法な侵入等の防止	－	－
7	第 10 条：閉じ込めの機能 第 26 条：使用済燃料等による汚染の防止	1/27	有
8	第 11 条：火災等による損傷の防止 第 35 条：火災等による損傷の防止	1/21	有
9	第 12 条：再処理施設内における溢水による損傷の防止	－	－
10	第 13 条：再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	－	－
11	第 14 条：安全避難通路等	－	－
12	第 15 条：安全上重要な施設 第 16 条：安全機能を有する施設	2/2 （予定）	無
13	第 17 条：材料及び構造 第 37 条：材料及び構造	－	－
14	第 18 条：搬送設備	－	－
15	第 19 条：使用済燃料の貯蔵施設等	－	－
16	第 20 条：計測制御系統施設	－	－
17	第 21 条：放射線管理施設	－	－
18	第 22 条：安全保護回路	－	－
19	第 23 条：制御室等	－	－
20	第 24 条：廃棄施設	－	－
21	第 25 条：保管廃棄施設	－	－
22	第 27 条：遮蔽	－	－
23	第 28 条：換気設備	－	－

No.	名称	提出日	機能要求②
24	第 29 条：保安電源設備	－	－
25	第 30 条：緊急時対策所 第 50 条：緊急時対策所	－	－
26	第 31 条：通信連絡設備	－	－
27	第 36 条：重大事故等対処設備	－	－
28	第 38 条：臨界事故の拡大を防止するための設備	1/27	有
29	第 39 条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	1/27	有
30	第 40 条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	－	－
31	第 41 条：有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	－	－
32	第 42 条：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	－	－
33	第 44 条：工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	－	－
34	第 45 条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	－	－
35	第 46 条：電源設備	－	－
36	第 47 条：計装設備	－	－
37	第 48 条：制御室	－	－
38	第 49 条：監視測定設備	－	－
39	第 51 条：通信連絡を行うための設備	－	－

（１）共通09　別紙２一覧

全文

第４条：核燃料物質の臨界防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
2	また，単一ユニットの臨界安全設計に当たり，これらの管理に対して適切な臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値（以下「核的制限値」という。）を設定する。	機能要求②	以下の設備の臨界安全管理表に記載されている機器 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） 燃料供給設備 せん断処理設備 溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン脱硝設備（ウラン脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（焙焼・還元系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 分析設備 臨界防止に係る以下の設備 計測制御設備（安全上重要な施設及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設） 分離設備（主要弁）	設計方針（単一ユニットの臨界安全設計）	－	－	－	－	－	－	－
3	核的制限値の設定に当たっては，取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状，カドミウム，ほう素及びガドリニウムの中性子の吸収効果，酸化物中の水分濃度，バケット中のペレット間隔及び水の密度による減速条件及び構造材の反射条件に関し，工程及びユニットの設置環境，使用済燃料の仕様も含めて，それぞれの想定される状態の変動の範囲において，中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差も含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求②		評価条件（単一ユニットの核的制限値の設定条件） 評価方法（単一ユニットの未臨界評価）	－	－	－	－	－	－	－
7	また，複数ユニットの臨界安全設計に当たり，単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し，直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置，間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置，中性子吸収材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。	機能要求②	以下の設備の臨界安全管理表に記載されている機器 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） 溶解設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン脱硝設備（ウラン脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 分析設備	設計方針（複数ユニットの臨界安全設計）	－	－	－	－	－	－	－
8	核的制限値の設定に当たっては，単一ユニット相互間の中性子の吸収効果，減速条件及び反射条件に関し，核燃料物質移動時の核燃料物質の落下，転倒及び接近の可能性も踏まえ，それぞれの想定される変動の範囲において，反応度が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差を含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求②		評価条件（複数ユニットの核的制限値の設定条件） 評価方法（複数ユニットの未臨界評価）	－	－	－	－	－	－	－
10	複数ユニットの核的制限値の維持については，十分な構造強度をもつ構造材を使用し固定する設計とする。	機能要求②		設計方針（複数ユニットの臨界安全設計）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
2	また，単一ユニットの臨界安全設計に当たり，これらの管理に対して適切な臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値（以下「核的制限値」という。）を設定する。	機能要求②	△	－	基本方針	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜搬送設備（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜ポンプ（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜核物質等取扱ボックス（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜主要弁＞ ・駆動方式（方法）	△	基本方針	基本方針	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜搬送設備（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜ポンプ（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜核物質等取扱ボックス（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値
3	核的制限値の設定に当たっては，取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状，カドミウム，ほう素及びガドリニウムの中性子の吸収効果，酸化物中の水分濃度，バケット中のペレット間隔及び水の密度による減速条件及び構造材の反射条件に関し，工程及びユニットの設置環境，使用済燃料の仕様も含めて，それぞれの想定される状態の変動の範囲において，中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差も含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求②	△	－			△			－	－	
7	また，複数ユニットの臨界安全設計に当たり，単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し，直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置，間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置，中性子吸収材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。	機能要求②	△	－	基本方針	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等）	△	基本方針	基本方針	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等）
8	核的制限値の設定に当たっては，単一ユニット相互間の中性子の吸収効果，減速条件及び反射条件に関し，核燃料物質移動時の核燃料物質の落下，転倒及び接近の可能性も踏まえ，それぞれの想定される変動の範囲において，反応度が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差を含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求②	△	－			△			－	－	
10	複数ユニットの核的制限値の維持については，十分な構造強度をもつ構造材を使用し固定する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜容器（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・主要材料	△	基本方針	基本方針	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜容器（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
11	(3) その他の臨界安全設計 臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への溶液の移送については，溶液の移送に係る誤操作を防止するため，施錠管理を行った上で，濃度分析を伴う回分操作により管理する設計とする。	設置要求 運用要求	以下の設備のうち回分操作に係る濃度分析に使用する機器 分析設備（分析試料採取装置，分析試料移送装置，分析装置） 以下の臨界施錠管理を行っている設備 溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系） 分析設備	設計方針（臨界安全管理対象外機器への溶液の移送時における濃度分析管理）	－	－	－	－	－	－	－
12	臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器へ溶液を連続的に移送する場合については，計測制御系統施設の放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。	設置要求 機能要求②	分配設備（主要弁） プルトニウム精製設備（主要弁） 計測制御設備（分配設備　プルトニウム洗浄器中性子検出器，プルトニウム洗浄器アルファ線検出器，プルトニウム精製設備　プルトニウム洗浄器アルファ線検出器，プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路） 安全保護回路（分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路）	設計方針（臨界安全管理対象外機器への溶液の連続移送時における放射線検出器による連続濃度監視）	－	－	－	－	－	－	－
13	設計基準事故として臨界が発生した場合にも，その影響を緩和できるよう，臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に，従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には，臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	放射線監視設備（屋内モニタリング設備）（臨界警報装置）	設計方針（臨界警報装置の設置）	－	－	－	－	－	－	－
14	臨界管理上重要な施設である溶解施設の溶解槽は，万一，臨界が発生した場合においても，可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により，自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。	機能要求① 機能要求②	溶解設備（溶解槽，可溶性中性子吸収材緊急供給槽，主要弁，主配管） 計測制御設備（溶解槽 放射線レベル計） 安全保護回路（可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路）	設計方針（溶解槽における可溶性中性子吸収材緊急供給系の設計）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
11	(3) その他の臨界安全設計 臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への溶液の移送については，溶液の移送に係る誤操作を防止するため，施錠管理を行った上で，濃度分析を伴う回分操作により管理する設計とする。	設置要求 運用要求	△	－	基本方針	－	第２回申請と同一					
12	臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器へ溶液を連続的に移送する場合については，計測制御系統施設の放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。	設置要求 機能要求②	△	－	基本方針	＜主要弁＞ ・駆動方式（方法）	△	－	基本方針	－	－	＜主要弁＞ ・駆動方式（方法） ＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値
13	設計基準事故として臨界が発生した場合にも，その影響を緩和できるよう，臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に，従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には，臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲
14	臨界管理上重要な施設である溶解施設の溶解槽は，万一，臨界が発生した場合においても，可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により，自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	基本方針	＜容器＞ ・容量 ＜主要弁＞ ・駆動方式（方法） ＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・主要材料	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第10条：閉じ込めの機能

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
1	第1章共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　　閉じ込め 　安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	設置要求 機能要求①	・使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備，燃料取出し準備設備，燃料取出し設備，使用済燃料輸送容器返却準備設備，使用済燃料輸送容器保守設備） ・使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備，燃料貯蔵設備，燃料送出し設備，プール水冷却系，プール水浄化系，補給水設備） ・燃料供給設備 ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，蒸発濃縮系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） ・酸回収設備（第１酸回収系，第２酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系，プルトニウム精製系，ウラン精製系，溶媒処理系） ・ウラン酸化物貯蔵設備 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ・安全上重要な施設の計測制御設備及び安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），溶媒処理廃ガス処理系，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃ガス処理系，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋），チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備，分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，前処理建屋排気系，分離建屋給気系，分離建屋排気系，精製建屋給気系，精製建屋排気系，ウラン脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系，第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系，低レベル廃液処理建屋排気系，低レベル廃棄物処理建屋排気系，ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系，分析建屋排気系，北換気筒，低レベル廃棄物処理建屋換気筒） ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，アルカリ廃液濃縮系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，第2低レベル廃液処理系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，油分除去系，海洋放出管理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系，雑固体廃棄物処理系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系） ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系，第１貯蔵系，第２貯蔵系） ・出入管理関係設備（汚染管理設備） ・電気設備（受電開閉設備．変圧器，所内高圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用交流電源設備，照明及び作業用電源設備，ケーブル及び電路） ・一般圧縮空気系 ・給水処理設備 ・一般冷却水系 ・安全冷却水系 ・一般蒸気系 ・安全蒸気系 ・分析設備 ・化学薬品貯蔵供給設備（化学薬品貯蔵供給系） 上記の放射性物質を収納する設備及び閉じ込め関連機器	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	△	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
1	第1章共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　閉じ込め 安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	設置要求 機能要求①	△	基本方針	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
1	第1章共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　　閉じ込め 　安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	機能要求②	上記の設備のうち、放射性物質を内包又は取り扱う主要な系統及び機器並びに上記換気設備の主要な系統及び機器	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－
		設置要求	・使用済燃料輸送容器管理建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・前処理建屋 ・分離建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・高レベル廃液ガラス固化建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ・低レベル廃液処理建屋 ・第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ・ハル・エンドピース貯蔵建屋 ・第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 ・第4低レベル廃棄物貯蔵建屋 ・分析建屋 ・出入管理建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／使用済燃料輸送容器管理建屋（除染エリア）間洞道 ・分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 ・分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 ・精製建屋/ウラン脱硝建屋間洞道 ・精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 ・高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 ・前処理建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/ハル・エンドピース貯蔵建屋間洞道 ・低レベル廃棄物処理建屋/第2低レベル廃棄物貯蔵建屋間洞道 ・低レベル廃棄物処理建屋/チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋間洞道 ・低レベル廃棄物処理建屋／分析建屋間渡り廊下，精製建屋／ウラン脱硝建屋／ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間渡り廊下，ウラン脱硝建屋／ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間渡り廊下，精製建屋／出入管理建屋間渡り廊下，分離建屋／出入管理建屋間渡り廊下							

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
1	第1章共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　　閉じ込め 　安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	機能要求②	△	基本方針	基本方針	〈容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・容量 〈運搬・製品容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈熱交換器〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈核燃料取扱ボックス〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈機械装置〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈ファン〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・効率 ・容量 〈建物・構築物　〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈主要弁〉 ・主要材料 ・主要寸法	△	基本方針	基本方針	－	－	〈容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・容量 〈運搬・製品容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈熱交換器〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈核燃料取扱ボックス〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈機械装置〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈ファン〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・効率 ・容量 〈ろ過装置〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈建物・構築物　〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈主要弁〉 ・主要材料 ・主要寸法
		設置要求				－						－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
2	放射性物質を内包する系統及び機器は，放射性物質が漏えいし難い設計とする。また，使用する化学薬品，取り扱う放射性物質，圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し，腐食し難い材料を使用するとともに，腐食しろを確保する設計とする。	設置要求	項目番号１に記載の主な設備のうち，放射性物質を内包又は取り扱う主要な系統及び機器	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
3	ウランを含む粉末，焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は，密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。	設置要求	・ウラン脱硝設備（ウラン脱硝系） ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系，雑固体廃棄物処理系） 上記設備のうち，ウランを含む粉末，焼却灰その他の粉末状の放射性物質を密閉して取り扱う系統及び機器	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
4	流体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には，流体状の放射性物質が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流することのないよう逆止弁等を設ける設計とする。	設置要求	・使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，蒸発濃縮系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，粉体系） ・酸回収設備（第１酸回収系，第２酸回収系，分離分配系） ・溶媒回収設備（プルトニウム精製系，ウラン精製系，溶媒処理系） ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），溶媒処理廃ガス処理系，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋），チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンド ピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備，分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋給気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系，前処理建屋給気系，分離建屋給気系，精製建屋給気系，ウラン脱硝建屋給気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系，高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系，第１ガラス固化体貯蔵建屋給気系，低レベル廃液処理建屋給気系，低レベル廃棄物処理建屋給気系，ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系，分析建屋給気系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，第2低レベル廃液処理系，油分除去系，海洋放出管理系） ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系，雑固体廃棄物処理系，廃樹脂貯蔵系） ・高レベル廃液濃縮設備（高レベル廃液濃縮系，アルカリ廃液濃縮系） ・高レベル廃液貯蔵設備（高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，アルカリ濃縮廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・分析設備 上記設備の逆流を防止する措置	設計方針（逆流防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
2	放射性物質を内包する系統及び機器は，放射性物質が漏えいし難い設計とする。また，使用する化学薬品，取り扱う放射性物質，圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し，腐食し難い材料を使用するとともに，腐食しろを確保する設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－
3	ウランを含む粉末，焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は，密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。	設置要求	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－
4	流体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には，流体状の放射性物質が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流することのないよう逆止弁等を設ける設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
5	放射性物質を内包する系統及び機器は，その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。 プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は，分析のため少量を取り扱う場合や，ウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2・PuO_2，以下「ＭＯＸ」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き，セル等に収納する設計とする。	設置要求	・項目番号１で記載した設備区分のうち，放射性物質を内包する系統及び機器	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－
6	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求② 評価要求	・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ・酸回収設備（第１酸回収系，第２酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系，プルトニウム精製系，ウラン精製系，溶媒処理系） ・計測制御設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，アルカリ廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第１低レベル廃液処理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系） ・分析設備 上記の設備のうち、セル等からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿，漏えい検知装置 回収が重力流による場合：漏えい液受皿，漏えいを検知するための設備及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管 ※セル等に設置する漏えい液回収に係る系統及び機器のうち、漏えいした液が沸騰又は爆発のおそれあるセルの漏えい液回収に係る系統及び機器については，項目番号8に記載する。 ※通常運転状態で臨界のおそれがあるプルトニウムを液体を受ける漏えい液受皿及び検知計は項目番号9で記載する。 ※連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合に設置する漏えい液受皿及び漏えい検知装置は，項目番号10で記載する。	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力） 評価条件評価（漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力） 評価（漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力）	△	基本方針	－	－	－	－	－
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し，万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいを検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求② 評価要求	・使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・ウラン精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入系，蒸発濃縮系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・酸回収設備（第1酸回収系，第2酸回収系） ・溶媒回収設備（プルトニウム精製系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・高レベル廃液処理設備（アルカリ濃縮廃液貯蔵系，高レベル濃縮廃液貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，海洋放出管理系） ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系，廃樹脂貯蔵系，ハル・エンドピース貯蔵系） ・分析設備 上記の設備のうち、室に設置している漏えい液受皿からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿，漏えいを検知するための設備 回収が重力流による場合：漏えい液受皿，漏えいを検知するための設備及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件評価（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
5	放射性物質を内包する系統及び機器は，その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。 プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は，分析のため少量を取り扱う場合や，ウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2・PuO_2，以下「ＭＯＸ」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き，セル等に収納する設計とする。	設置要求	△	基本方針	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－
6	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	△	－	基本方針	－	－	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し，万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいを検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 主要材料 主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	△	基本方針	基本方針	－	－	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 主要材料 主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
8	漏えいした液の発熱量が大きく，沸騰のおそれがあるか又はＴＢＰ，ｎ－ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がｎ－ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については，漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し，万一外部電源が喪失した場合でも，漏えいした液を確実に移送するために，スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は，その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に，ポンプを使用する場合の電源は，非常用所内電源系統に接続する設計とする。また，ポンプは，多重化するか，万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。	機能要求② 評価要求	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分離建屋一時貯留設備 ・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・計測制御設備 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・電気設備（受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ケーブル及び電線路） ・安全蒸気系 上記の設備のうち，沸騰のおそれがある又はｎ－ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等に設置している漏えい液受皿，回収系統及びその支援設備 漏えい液受皿，漏えい検知装置，漏えい液受皿から回収貯槽までの配管，ポンプ，ポンプで回収する場合はポンプへ給電する非常用電源系統，スチームジェットポンプで回収する場合はスチームジェットポンプ及び安全蒸気を対象とする。希釈が必要な場合は，希釈液の供給も含める。	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件評価（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
9	精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には，通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から，万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。	機能要求② 評価要求	・プルトニウム精製設備 ・精製施設一時貯留設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） 上記の設備のうち，臨界防止として，全濃度臨界形状寸法管理を行っている漏えい液受皿	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件評価（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
10	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し，万一漏えいした場合には，漏えいを確実に検知し移送する設計とする。	機能要求② 評価要求	・プルトニウム精製設備 ・計測制御設備 上記の設備のうち、連続移送配管から漏えいした未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない漏えい液受皿，漏えい検知装置並びにその最終回収先貯槽までのポンプ及び配管	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件評価（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
11	管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水，加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は，管理区域内で熱交換器を介することで，放射性物質を含む流体を環境に流出しない設計とする。	設置要求	・プルトニウム精製設備 ・ウラン精製設備 ・ウラン脱硝設備（蒸発濃縮系） ・酸回収設備（第2酸回収系） ・溶媒処理設備（溶媒処理系） ・一般冷却水系 ・安全冷却水系 ・一般蒸気系 上記の設備のうち、管理区域内に熱媒を供給する設備の熱交換器	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
12	熱媒を流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は，熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン精製設備 ・ウラン脱硝設備（蒸発濃縮系） ・酸回収設備（第２酸回収系） ・溶媒処理設備（溶媒処理系） ・一般冷却水系 ・安全冷却水系 ・一般蒸気系 ・上記の設備のうち、管理区域内に熱媒を供給する設備（内部ループ）及びその経路上に設置している計測制御設備	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
13	万一，熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には，汚染した熱媒を安全に処理し得るような設計とする。	機能要求①	・汚染した熱媒を低レベル廃液処理設備の貯槽に回収できる系統及び回収先の貯槽	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
8	漏えいした液の発熱量が大きく，沸騰のおそれがあるか又はＴＢＰ，ｎ－ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がｎ－ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については，漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し，万一外部電源が喪失した場合でも，漏えいした液を確実に移送するために，スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は，その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に，ポンプを使用する場合の電源は，非常用所内電源系統に接続する設計とする。また，ポンプは，多重化するか，万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	＜ポンプ〉 ・揚程又は吐出圧力 ・容量 ・原動機 〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	△	－	基本方針	－	－	＜ポンプ〉 ・揚程又は吐出圧力 ・容量 ・原動機 〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値
9	精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には，通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から，万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ	△	－	基本方針	－	－	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ
10	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し，万一漏えいした場合には，漏えいを確実に検知し移送する設計とする。	機能要求② 評価要求	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	〈ポンプ〉 ・吐出圧力又は揚程 ・容量 ・原動機 〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値
11	管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水，加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は，管理区域内で熱交換器を介することで，放射性物質を含む流体を環境に流出しない設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	△	－	基本方針	－	－	－
12	熱媒を流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は，熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	基本方針	〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	△	－	基本方針	－	－	〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値
13	万一，熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には，汚染した熱媒を安全に処理し得るような設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	△	－	基本方針	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
14	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，原則として，気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち，それぞれの気圧は，原則として，建屋，セル等，系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は，放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに，フィルタ，洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後，主排気筒若しくは北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。	機能要求②	・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・主排気筒 ・電気設備（受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ケーブル及び電線路） 上記の設備のうち、主要な系統及び機器並びに排風機に電気を供給する電気設備	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
15	設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持，漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求②	・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（前処理建屋排気系，分離建屋給気閉止ダンパ，分離建屋排気系，精製建屋給気閉止ダンパ，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・主排気筒 ・電気設備（受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ケーブル及び電線路） 上記の設備のうち、主要な系統及び機器並びに排風機に電気を供給する電気設備	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
16	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器並びにセル等及びこれらを収納する建屋は，気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち，それぞれの気圧は，建屋，セル等，系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。	機能要求②	・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋）塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），溶媒処理廃ガス処理系，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋），チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備，分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系，第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系，低レベル廃液処理建屋排気系，低レベル廃棄物処理建屋排気系，ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系，分析建屋排気系，北換気筒，低レベル廃棄物処理建屋換気筒） ・主排気筒 上記の設備のうち、主要な系統及び機器	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
17	プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは，給気口及び排気口を除き，密閉することができる設計とする。	機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） 上記の設備のプルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックス	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
14	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，原則として，気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち，それぞれの気圧は，原則として，建屋，セル等，系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は，放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに，フィルタ，洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後，主排気筒若しくは北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 容量 原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈排気筒〉 ・主要材料 ・主要寸法	△	－	基本方針	－	－	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 容量 原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈排気筒〉 ・主要材料 ・主要寸法
15	設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持，漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料 ＜主要弁＞ ・閉止時間 ・駆動方式 ・主要寸法 ・主要材料	△	－	基本方針	－	－	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料 ＜主要弁＞ ・閉止時間 ・駆動方式 ・主要寸法 ・主要材料
16	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器並びにセル等及びこれらを収納する建屋は，気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち，それぞれの気圧は，建屋，セル等，系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。	機能要求②	△	基本方針	基本方針	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 容量 原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料	△	基本方針	基本方針	－	－	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 容量 原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料
17	プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは，給気口及び排気口を除き，密閉することができる設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	〈核物質取扱ボックス〉 ・漏えい率	△	－	基本方針	－	－	〈核物質取扱ボックス〉 ・漏えい率

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
18	密封されていない放射性物質を取り扱うフードは，開口部の風速を適切に維持する設計とする。	機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ・換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，分析建屋排気系，北換気筒） ・主排気筒 ・分析設備 上記の設備のうち、フード，フードから主排気筒又は北換気筒までの系統及び機器及び排気筒	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
19	再処理施設は，使用済燃料及びその溶解液，放射性廃棄物並びにＭＯＸ粉末の貯蔵，処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・安全冷却水系 上記設備のうち、事業許可添六第９．５－２表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器へ冷却水を供給する系統及び機器（冷却塔，ポンプ，熱交換器，容器） ・使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備のうち使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫 ・燃料取出し設備のうち燃料取出しピット及び燃料仮置きピット ・燃料移送設備のうち燃料移送水路 ・燃料貯蔵設備のうち燃料貯蔵プール及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット ・燃料送出し設備のうち燃料送出しピット ・プール水冷却系及び補給水設備の主要な系統及び機器 ・せん断処理設備のせん断機 ・計測制御設備 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備 貯蔵室からの排気系 ・高レベル廃液ガラス固化設備の貯蔵ピット，冷却空気入口シャフト，冷却空気出口シャフト	設計方針（崩壊熱除去） 評価条件（崩壊熱除去） 評価方法（崩壊熱除去） 評価（崩壊熱除去）	△	基本方針	〈冷却塔〉 ・伝熱面積 ・容量	－	－	－	－
20	液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち，液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分については次の通りとする。 全ての床面，適切な高さまでの壁面は，液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。	設置要求	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・低レベル廃液処理建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・高レベル廃液ガラス固化建屋 ・ハル・エンドピース貯蔵建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	△	－	基本方針	－
21	液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には，堰を設置することにより，液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 上記の建屋において、施設外に通じる出入口若しくはその周辺部に設置している液体状の放射性物質の施設外への漏えいを防止する堰	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	△	基本方針	－	－△	－低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第１貯蔵系）	基本方針	＜建物・構築物＞ ・主要材料 ・主要寸法

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
18	密封されていない放射性物質を取り扱うフードは，開口部の風速を適切に維持する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	〈核物質取扱ボックス〉 ・開口部風速 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要寸法	△	基本設計方針	基本方針	－	－	〈核物質取扱ボックス〉 ・開口部風速 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要寸法
19	再処理施設は，使用済燃料及びその溶解液，放射性廃棄物並びにＭＯＸ粉末の貯蔵，処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	〈容器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈冷却塔／冷凍機〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈熱交換器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈ポンプ〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機 〈建物・構築物〉 ・主要材料 ・主要寸法	△	基本方針	基本方針	－	－	〈保管・廃棄エリア〉 ・容量 ・主要寸法 〈容器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈熱交換器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈ポンプ〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機 〈主要弁〉 ・閉止時間 ・駆動方式 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 〈インターロック〉 ・検出器の種類 ・設定値 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈冷却塔／冷凍機〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機
20	液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち，液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分については次の通りとする。 全ての床面，適切な高さまでの壁面は，液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－
21	液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には，堰を設置することにより，液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	〈建物・構築物〉 ・主要材料 ・主要寸法	△	－	基本方針	－	－	〈建物・構築物〉 ・主要材料 ・主要寸法

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
22	液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には，敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。	設置要求	・使用済燃料輸送容器管理建屋 （保管エリア、トレーラーエリア、空保管庫） ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ・第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 ・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 ・低レベル廃液処理建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・出入管理建屋 ・高レベル廃液ガラス固化建屋 ・分析建屋 ・ハル・エンドピース貯蔵建屋 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ・渡り廊下 ・第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 ・低レベル廃棄物処理建屋/第2低レベル廃棄物貯蔵建屋間洞道 ・低レベル廃棄物処理建屋/チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋間洞道 ・高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間洞道	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	△	－	基本方針	－
23	4.2　放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染されるおそれがあって，人が頻繁に出入りする管理区域内の床面，人が触れるおそれがある高さまでの壁面，手摺，梯子の表面は，平滑にし，放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。	設置要求	・使用済燃料輸送容器管理建屋 （保管エリア、トレーラーエリア、空保管庫） ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ・第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 ・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 ・低レベル廃液処理建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・出入管理建屋 ・高レベル廃液ガラス固化建屋 ・分析建屋 ・ハル・エンドピース貯蔵建屋 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ・渡り廊下 ・第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 ・低レベル廃棄物処理建屋/第2低レベル廃棄物貯蔵建屋間洞道 ・低レベル廃棄物処理建屋/チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 上記の建屋の汚染防止塗装	設計方針（汚染防止）	△	基本方針	－	△	－	基本方針	－
24	人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し，放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は，液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。	設置要求	・除染するための水を供給する給水処理設備 ・第1低レベル廃液処理系 ・海洋放出管理系 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 ・油分除去系 上記の設備のドレンファンネルから第1受槽までの系統及び回収先の貯槽	設計方針（汚染防止）	△	基本方針	－	△	－	基本方針	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
22	液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には，敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－
23	4.2　放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染されるおそれがあって，人が頻繁に出入りする管理区域内の床面，人が触れるおそれがある高さまでの壁面，手摺，梯子の表面は，平滑にし，放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－
24	人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し，放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は，液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第11条・第35条：火災等による損傷の防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
3	火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は，火災防護上重要な機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） 【施設共通　基本設計方針】	設計方針（火災区域の設定）	○	【施設共通　基本設計方針】	－	○	－	火災防護設備 火災影響軽減設備 （火災区域構造物） （低レベル廃棄物処理建屋 第２低レベル廃棄物貯蔵建屋 関連する洞道）	－
4	火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止装置を設置する設計とする。	設置要求	煙等流入防止装置	設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）（第2回以降）	○	【施設共通　基本設計方針】	－	○	－	煙等流入防止装置 （低レベル廃棄物処理建屋 第２低レベル廃棄物貯蔵建屋 関連する洞道）	－
6	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して，耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。	設置要求 運用要求	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） 【施設共通　基本設計方針】	設計方針（火災区域の設定）	○	【施設共通　基本設計方針】	－	○	－	【施設共通　基本設計方針】	－
14	重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は，重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） 【施設共通　基本設計方針】	設計方針（火災区域の設定）	－	－	－	－	－	－	－
16	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して，耐火壁又はび離隔距離に応じて分割して設定する。	設置要求 運用要求	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） 【施設共通　基本設計方針】	設計方針（火災区域の設定）	－	－	－	－	－	－	－
24	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は，腐食し難い材料を使用するとともに，漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する設計とする。	機能要求 ①	分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備 溶媒再生系　分離・分配系 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備 溶媒再生系　ウラン精製系 溶媒回収設備 溶媒再生系　プルトニウム精製系 溶媒回収設備 溶媒処理系 廃溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
25	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は，化学的制限値（ｎ－ドデカンの引火点74℃）を設定し，化学的制限値を超えて加温することがないように，溶液の温度を監視して，温度高により警報を発するとともに，自動で加温を停止する設計とする。	運用要求 機能要求 ②	計測制御設備 安全保護回路 溶媒回収設備 溶媒再生系　分離・分配系 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 溶媒回収設備 溶媒再生系　ウラン精製系 溶媒回収設備 溶媒再生系　プルトニウム精製系 【施設共通　基本設計方針】	設計方針（発生防止） 基本方針(火災防護計画)	△	【施設共通　基本設計方針】	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
3	火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は，火災防護上重要な機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	○	－	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 関連する洞道）	－	○	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ・ｴﾝﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋 第1軽油貯槽、第2軽油貯槽 重油貯槽 関連する洞道）	－	－	－
4	火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止装置を設置する設計とする。	設置要求	○	－	煙等流入防止装置 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 関連する洞道）	－	○	煙等流入防止装置 （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	煙等流入防止装置 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ・ｴﾝﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋 第1軽油貯槽，第2軽油貯槽 重油貯槽 関連する洞道）	－	－	－
6	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して，耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。	設置要求 運用要求	○	－	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ・ｴﾝﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
14	重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は，重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	○	－	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 関連する洞道）	－	○	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 重油貯槽 関連する洞道）	－	－	－
16	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して，耐火壁又はび離隔距離に応じて分割して設定する。	設置要求 運用要求	○	－	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 重油貯槽 関連する洞道）	－	－	－
24	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は，腐食し難い材料を使用するとともに，漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する設計とする。	機能要求 ①	△	－	基本方針	－	△	－	基本方針	－	－	－
25	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は，化学的制限値（ｎ－ドデカンの引火点74℃）を設定し，化学的制限値を超えて加温することがないように，溶液の温度を監視して，温度高により警報を発するとともに，自動で加温を停止する設計とする。	運用要求 機能要求 ②	△	－	【施設共通　基本設計方針】	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	△	－	【施設共通　基本設計方針】	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
26	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は，静電気により着火するおそれがないよう接地を施す設計とし，	設置要求	分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備　溶媒再生系　分離・分配系 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備　溶媒再生系　ウラン精製系 溶媒回収設備　溶媒再生系　プルトニウム精製系 溶媒回収設備　溶媒処理系 廃溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
28	放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル，グローブボックス及び室については，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。	機能要求①	分離建屋排気系 精製建屋排気系 低レベル廃棄物処理建屋排気系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
29	使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は，有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに，廃ガスには不活性ガス（窒素）を注入して排気する設計とし，	機能要求①	計測制御設備 溶媒回収設備　溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
30	蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求②	計測制御設備 溶媒回収設備　溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
31	溶媒蒸留塔の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求②	計測制御設備 溶媒回収設備　溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
32	廃棄する有機溶媒（以下「廃溶媒」という。）を処理する熱分解装置は，窒素ガスを供給することにより，廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とし，	機能要求①	廃溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
33	外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視し，温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求②	計測制御設備 廃溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
34	熱分解ガスを燃焼する装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視し，温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求②	計測制御設備 廃溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
35	また，可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とする。	設置要求	廃溶媒処理系を設置する室の電気接点を有する機器	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
36	リン酸トリブチル（以下「ＴＢＰ」という。）又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル（以下「ＴＢＰ等」という。）と硝酸，硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「ＴＢＰ等の錯体」という。）の急激な分解反応を防止するため，濃縮缶及び蒸発缶（以下「濃縮缶等」という。）ではＴＢＰの混入防止対策としてｎ－ドデカン（以下「希釈剤」という。）を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し，ＴＢＰを除去する設計とする。	機能要求①	分離設備 分配設備 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
37	また，濃縮缶等でのＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を防止するため，ＴＢＰの混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から有機溶媒を分離することができる設計とするとともに，水相を槽の下部から抜き出す設計とする。	機能要求①	分離設備 分配設備 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 酸回収設備　第2酸回収系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
38	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には，熱的制限値（加熱蒸気の最高温度135℃）を設定し，濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し，温度計により監視し，温度高により警報を発するとともに，加熱蒸気の温度が設定値を超えないために，蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。	機能要求②	計測制御設備 安全保護回路 分配設備 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 酸回収設備　第2酸回収系 高レベル廃液処理設備　高レベル廃液濃縮系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
26	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は，静電気により着火するおそれがないよう接地を施す設計とし，	設置要求	△	－	基本方針	－	△	－	基本方針	－	－	－
28	放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル，グローブボックス及び室については，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	△	－	基本方針	－	－	－
29	使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は，有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに，廃ガスには不活性ガス（窒素）を注入して排気する設計とし，	機能要求①	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－
30	蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
31	溶媒蒸留塔の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
32	廃棄する有機溶媒（以下「廃溶媒」という。）を処理する熱分解装置は，窒素ガスを供給することにより，廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とし，	機能要求①	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－
33	外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視し，温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
34	熱分解ガスを燃焼する装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視し，温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
35	また，可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とする。	設置要求	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－
36	リン酸トリブチル（以下「ＴＢＰ」という。）又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル（以下「ＴＢＰ等」という。）と硝酸，硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「ＴＢＰ等の錯体」という。）の急激な分解反応を防止するため，濃縮缶及び蒸発缶（以下「濃縮缶等」という。）ではＴＢＰの混入防止対策としてｎ－ドデカン（以下「希釈剤」という。）を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し，ＴＢＰを除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	△	－	基本方針	－	－	－
37	また，濃縮缶等でのＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を防止するため，ＴＢＰの混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から有機溶媒を分離することができる設計とするとともに，水相を槽の下部から抜き出す設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	△	－	基本方針	－	－	－
38	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には，熱的制限値（加熱蒸気の最高温度135℃）を設定し，濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し，温度計により監視し，温度高により警報を発するとともに，加熱蒸気の温度が設定値を超えないために，蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
39	運転で水素ガスを使用する設備及び溶液並びに有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配系 高レベル廃液処理設備 高レベル廃液濃縮系 ウラン精製設備（ウラナス製造器） プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 溶液系 焙焼・還元系 還元ガス供給系 高レベル濃縮廃液貯蔵系 不溶解残渣廃液貯蔵系 共用貯蔵系 高レベル廃液ガラス固化設備	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
40	溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は，塔槽類廃ガス処理設備等の排風機による排気を行う設計とする。	機能要求①	せん断処理・溶解廃ガス処理設備 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 不溶解残渣廃液廃ガス処理系 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
41	または，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給（水素掃気）する設計とする。	機能要求②	安全圧縮空気系 溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配系 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 高レベル廃液濃縮系 高レベル濃縮廃液貯蔵系 不溶解残渣廃液貯蔵系 共用貯蔵系 高レベル廃液ガラス固化設備	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
42	運転で水素ガスを使用する設備を設置するグローブボックス及び室は，当該設備から水素が漏えいした場合においても滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機による排気を行う設計とする。	機能要求①	精製建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
43	また，運転で水素ガスを使用する設備のウラン精製設備のウラナス製造器は，水素の可燃領域外で運転する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備(ウラナス製造器)	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
44	洗浄塔は，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し，廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに洗浄塔に供給する空気の流量を監視し，流量低により警報を発するとともに，自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。	機能要求②	計測制御設備 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
45	第２気液分離槽は，窒素ガスを供給し，４価のウラン（以下「ウラナス」という。）を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに第２気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。	機能要求②	第２気液分離槽は，窒素ガスを供給し，４価のウラン（以下「ウラナス」という。）を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。 さらに第２気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
46	ウラン精製設備のウラナス製造器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とし，万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため，水素漏えい検知器を設置し，中央制御室に警報を発する設計とする。	機能要求①	火災防護設備 火災発生防止設備 水素漏えい検知器 （ウラン精製設備(ウラナス製造器)）	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
47	運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は，化学的制限値（還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算6.４ｖｏｌ％）を設定し，還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し，還元用窒素・水素混合ガスが空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一，水素濃度が設定値を超える場合には，還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求②	計測制御設備 安全保護回路 還元ガス供給系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
49	また，ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱うせん断処理施設のせん断機は，不活性ガス（窒素ガス）を吹き込むことで不活性雰囲気とし，不活性ガスは，気体廃棄物の廃棄施設により排気する設計とする。	機能要求①	せん断処理設備 せん断処理・溶解廃ガス処理設備	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
39	運転で水素ガスを使用する設備及び溶液並びに有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	△	－	基本方針	－	－	－
40	溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は，塔槽類廃ガス処理設備等の排風機による排気を行う設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	△	－	基本方針	－	－	－
41	または，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給（水素掃気）する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	＜圧縮機＞ ・容量	△	－	基本方針	－	－	＜圧縮機＞ ・容量
42	運転で水素ガスを使用する設備を設置するグローブボックス及び室は，当該設備から水素が漏えいした場合においても滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機による排気を行う設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	△	－	基本方針	－	－	－
43	また，運転で水素ガスを使用する設備のウラン精製設備のウラナス製造器は，水素の可燃領域外で運転する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－
44	洗浄塔は，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し，廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに洗浄塔に供給する空気の流量を監視し，流量低により警報を発するとともに，自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
45	第２気液分離槽は，窒素ガスを供給し，４価のウラン（以下「ウラナス」という。）を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに第２気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
46	ウラン精製設備のウラナス製造器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とし，万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため，水素漏えい検知器を設置し，中央制御室に警報を発する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－
47	運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は，化学的制限値（還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算6.４ｖｏｌ％）を設定し，還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し，還元用窒素・水素混合ガスが空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一，水素濃度が設定値を超える場合には，還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－	－	－	－	－
49	また，ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱うせん断処理施設のせん断機は，不活性ガス（窒素ガス）を吹き込むことで不活性雰囲気とし，不活性ガスは，気体廃棄物の廃棄施設により排気する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
54	潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備（以下「油等内包設備」という。）は，溶接構造，シール構造により漏えい防止，漏えい液受皿又は堰を設置し，セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合については，漏えい検知装置により漏えいを検知するとともに，スチームジェットポンプ，ポンプ又は重力流により移送することによって，拡大することを防止する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	油等内包設備 漏えい液の移送設備（漏えい検知装置）	設計方針（発生防止）	○	安全冷却水B冷却塔	－	－	－	－	－
55	油等内包設備の火災及び爆発により，影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	油等内包設備 耐火壁	設計方針（発生防止）	○	【施設共通　基本設計方針】	－	－	－	－	－
56	油等内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求 ①	換気設備（建屋換気） （自然換気）	設計方針（発生防止）	○	（自然換気） (屋外)	－	－	－	－	－
58	水素及びプロパンを内包する設備（以下「可燃性ガス内包設備」という。）は，溶接構造等として漏えいを防止し，防爆の対策を行う設計とする。	設置要求	可燃性ガス内包設備 (ウラン精製設備 還元ガス供給系 安全蒸気系 廃溶媒処理系)	設計方針（発生防止）	－	－	－	－	－	－	－
59	可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により，影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	可燃性ガス内包設備 耐火壁	設計方針（発生防止）	－	－	－	－	－	－	－
60	可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求 ①	換気設備（建屋換気） （自然換気）	設計方針（発生防止）	－	－	－	－	－	－	－
61	このうち，蓄電池を設置する火災区域は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求 ① 運用要求	換気設備（蓄電池室の換気設備） 【施設共通　基本設計方針】	設計方針（発生防止） 基本方針(火災防護計画)	－	－	－	－	－	－	－
62	蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である４ｖｏｌ％の１／４以下で中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	火災防護設備 火災発生防止設備 水素漏えい検知器（蓄電池用）	設計方針（発生防止）	－	－	－	－	－	－	－
64	ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（ＳＢＡ Ｇ 0603）に適合するよう，鋼板製筐体に収納し，水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	電気設備（蓄電池） 換気設備（蓄電池室の換気設備）	設計方針（発生防止）	－	－	－	－	－	－	－
65	蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	機能要求 ①	換気設備（蓄電池室の換気設備）	設計方針（発生防止）	－	－	－	－	－	－	－
67	火災区域又は火災区画に設置する発火性又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造の採用及び機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とする。 ただし，可燃性ガスを取り扱う機器からの万一の漏えいを考慮し，漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とするとともに，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	廃溶媒処理系、ウラン精製設備(ウラナス製造器)を設置する室の電気接点を有する機器	設計方針（発生防止）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
54	潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備（以下「油等内包設備」という。）は，溶接構造，シール構造により漏えい防止，漏えい液受皿又は堰を設置し，セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合については，漏えい検知装置により漏えいを検知するとともに，スチームジェットポンプ，ポンプ又は重力流により移送することによって，拡大することを防止する設計とする。	設置要求 機能要求① ①	○	－	油等内包設備 漏えい液の移送設備（漏えい検知装置） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	油等内包設備 漏えい液の移送設備（漏えい検知装置） （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	油等内包設備 漏えい液の移送設備（精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾍﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
55	油等内包設備の火災及び爆発により，影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	○	－	【施設共通　基本設計方針】	－	○	【施設共通　基本設計方針】	【施設共通　基本設計方針】	－	－	－
56	油等内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求 ①	○	－	換気設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋） （自然換気） （屋外）	－	○	換気設備 （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋） （自然換気） （屋外）	換気設備 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾍﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
58	水素及びプロパンを内包する設備（以下「可燃性ガス内包設備」という。）は，溶接構造等として漏えいを防止し，防爆の対策を行う設計とする。	設置要求	○	－	可燃性ガス内包設備 （還元ガス供給系 安全蒸気系）	－	○	－	可燃性ガス内包設備 （ウラン精製設備）	－	－	－
59	可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により，影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	○	－	可燃性ガス内包設備 耐火壁 （前処理建屋）	－	○	－	【施設共通　基本設計方針】	－	－	－
60	可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求 ①	○	－	塔槽類廃ガス処理設備 換気設備 （自然換気） （前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋）	－	○	－	塔槽類廃ガス処理設備 換気設備 （精製建屋）	－	－	－
61	このうち，蓄電池を設置する火災区域は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求 ① 運用要求	○	－	換気設備（蓄電池室の換気設備） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	換気設備（蓄電池室の換気設備） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋）	換気設備（蓄電池室の換気設備） （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾍﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 出入管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
62	蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である４ｖｏｌ％の１／４以下で中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	○	－	火災防護設備 火災発生防止設備 水素漏えい検知器（蓄電池用） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護設備 火災発生防止設備 水素漏えい検知器（蓄電池用） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋）	火災防護設備 火災発生防止設備 水素漏えい検知器（蓄電池用） （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾍﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 出入管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
64	ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（ＳＢＡ Ｇ 0603）に適合するよう，鋼板製筐体に収納し，水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	○	－	電気設備（蓄電池） 換気設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	電気設備（蓄電池） 換気設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋）	電気設備（蓄電池） 換気設備 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾍﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 出入管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
65	蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	機能要求 ①	○	－	換気設備	－	○	換気設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	換気設備 （制御建屋）	－	－	－
67	火災区域又は火災区画に設置する発火性又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造の採用及び機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とする。 ただし，可燃性ガスを取り扱う機器からの万一の漏えいを考慮し，漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とするとともに，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	○	－	廃溶媒処理系を設置する室の電気接点を有する機器	－	○	－	ウラン精製設備（ウラナス製造器）を設置する室の電気接点を有する機器	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
69	火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，使用する作業場所において，換気，通風又は拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。	機能要求① 運用要求	換気設備（建屋換気設備） 【施設共通　基本設計方針】	基本方針（火災防護計画） 設計方針（発生防止）	－	－	－	－	－	－	－
71	また，高温となる設備は，高温部を保温材又は耐火材で覆うことにより，可燃性物質との接触を防止する。または，計測制御系統施設によるパラメータの監視を行うことにより可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	高レベル廃液ガラス固化設備 ウラン脱硝系 焙焼・還元系	設計方針（発生防止）	－	－	－	－	－	－	－
75	過電流による過熱及び焼損による火災及び爆発の発生防止のため，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	電気設備（遮断器）	設計方針（発生防止）	○	安全冷却水B冷却塔 遮断器	－	－	－	－	－
78	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，機器，配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は，金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等（安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等） 重大事故等対処施設を構成する機器等	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	○	安全冷却水B冷却塔， 配管	－	－	－	－	－
79	また，放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち，非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で，万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	グローブボックス（非密封で放射性物質を取扱う）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	－	－	－	－	－
80	グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は，火災によるパネルの損傷を考慮しても収納する機器の閉じ込め機能を損なわないよう，難燃性材料であるパネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有することについて，UL94 垂直燃焼試験及びJIS酸素指数試験における燃焼試験により確認したものを使用する設計とする。	設置要求 評価要求	グローブボックス（パネルに可燃性材料を使用）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用） 評価方法（不燃性材料又は難燃性材料の使用） 評価（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	－	－	－	－	－
81	ただし，配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等（安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等）及び重大事故等対処施設の配管	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	○	安全冷却水B冷却塔， 配管	－	－	－	－	－
82	また，金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等（安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等）及び重大事故等対処施設	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	○	安全冷却水B冷却塔	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
69	火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，使用する作業場所において，換気，通風又は拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。	機能要求① 運用要求	○	－	換気設備換気設備（建屋換気設備） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	換気設備（建屋換気設備） （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	換気設備（建屋換気設備） （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
71	また，高温となる設備は，高温部を保温材又は耐火材で覆うことにより，可燃性物質との接触を防止する。または，計測制御系統施設によるパラメータの監視を行うことにより可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	高レベル廃液ガラス固化設備 焙焼・還元系	－	○	－	ウラン脱硝系	－	－	－
75	過電流による過熱及び焼損による火災及び爆発の発生防止のため，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	○	－	電気設備（遮断器） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	電気設備（遮断器） （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	電気設備（遮断器） （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
78	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，機器，配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は，金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	○	－	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等 （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
79	また，放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち，非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で，万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	○	－	放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス （ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のグローブボックス 等）	－	○	－	放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス （ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のグローブボックス等）	－	－	－
80	グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は，火災によるパネルの損傷を考慮しても収納する機器の閉じ込め機能を損なわないよう，難燃性材料であるパネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有することについて，UL94 垂直燃焼試験及びJIS酸素指数試験における燃焼試験により確認したものを使用する設計とする。	設置要求 評価要求	○	－	グローブボックス（パネルに可燃性材料を使用） （ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のグローブボックス）	－	○	－	グローブボックス（パネルに可燃性材料を使用） （ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のグローブボックス）	－	－	－
81	ただし，配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。	設置要求	○	－	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等の配管 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等の配管 （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等の配管 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
82	また，金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	○	－	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等 （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
83	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は，平成12 年建設省告示第1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等（安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等）及び重大事故等対処施設に使用する保温材	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	－	－	－	－	－
84	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋内装材は，建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	建屋内装材	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	－	○	－	建屋内装材	－
85	ただし，塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床は，耐汚染性，除染性，耐摩耗性等を考慮し，難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。	設置要求	建屋内装材（塗装）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	－	○	－	建屋内装材（塗装）	－
86	また，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは，消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。。	設置要求	建屋内装材（カーペット）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	－	－	－	－	－
87	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには，実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格IEEE383又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（UL1581垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等（安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等）及び重大事故等対処施設に使用するケーブル	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	○	安全冷却水B冷却塔	－	－	－	－	－
88	ただし，機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には，金属製の筐体等に収納，延焼防止材により保護，専用の電線管に敷設等の措置を講じ，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とすることで，他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等（安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等）及び重大事故等対処施設に使用するケーブル	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	－	－	－	－	－
89	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，換気設備のフィルタは，「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料又は不燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等（安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等）及び重大事故等対処施設の換気設備に使用するフィルタ	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
83	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は，平成12 年建設省告示第1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	設置要求	○	－	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等に使用する保温材 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等に使用する保温材 （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等に使用する保温材 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
84	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋内装材は，建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	○	－	建屋内装材 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	建屋内装材 （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	建屋内装材 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
85	ただし，塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床は，耐汚染性，除染性，耐摩耗性等を考慮し，難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。	設置要求	○	－	建屋内装材（塗装） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	建屋内装材（塗装） （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	建屋内装材（塗装） （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
86	また，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは，消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。。	設置要求	－	－	－	－	○	建屋内装材（カーペット） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	建屋内装材（カーペット） （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－
87	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには，実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格IEEE383又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（UL1581垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	○	－	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等に使用するケーブル （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等に使用するケーブル （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等に使用するケーブル （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
88	ただし，機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には，金属製の筐体等に収納，延焼防止材により保護，専用の電線管に敷設等の措置を講じ，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とすることで，他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	○	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等に使用するケーブル （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等に使用するケーブル （緊急時対策建屋）	－	－	－
89	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，換気設備のフィルタは，「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料又は不燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	○	－	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等に使用する換気設備のフィルタ （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する換気設備のフィルタ （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する換気設備のフィルタ （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
90	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等（安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等）及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	－	－	－	－	－
93	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，重要な構築物は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とし，各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	避雷設備 構内接地系	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止） 設計方針（火災の感知） 設計方針（火災の消火）	○	避雷設備 （安全冷却水B冷却塔）	－	○	－	避雷設備 構内接地系	－
94	火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，再処理施設の技術基準に関する規則に従い耐震設計を行う設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等（安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等）	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止） 設計方針（火災の感知） 設計方針（火災の消火）	○	火災防護上重要な機器等（安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等） （安全冷却水B冷却塔）	－	－	－	－	－
96	重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，重大事故等対処施設は、建築基準法及び消防法に基づき，避雷設備で防護された建屋内または範囲内に設置する設計とし，各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	避雷設備 構内接地系	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止） 設計方針（火災の感知） 設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
97	重大事故等対処施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，再処理施設の技術基準に関する規則に従い耐震設計を行う設計とする。	設置要求	重大事故等対処施設	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止） 設計方針（火災の感知） 設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
98	重大事故等対処施設は，竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	設置要求	竜巻防護対策設備	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）	－	－	－	－	－	－	－
99	森林火災については，防火帯により，重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設置要求	防火帯	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）	－	－	－	－	－	－	－
104	ａ．３時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している最重要設備となる安重機能を有する機器等は，火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を確認した，隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求 ② 評価要求	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁））	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	○	【施設共通　基本設計方針】	－	－	－	－	－
105	ｂ．水平距離６ｍ以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備は，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を６ｍ以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備（局所） （ケーブルトレイ消火設備， 電気盤・制御盤消火設備））	設計方針（影響軽減）（第2回以降）	○	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
90	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	設置要求	○	－	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器 （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
93	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，重要な構築物は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とし，各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	○	－	避雷設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	避雷設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	避雷設備 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
94	火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，再処理施設の技術基準に関する規則に従い耐震設計を行う設計とする。	設置要求	○	－	火災防護上重要な機器等 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護上重要な機器等 （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護上重要な機器等 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
96	重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，重大事故等対処施設は、建築基準法及び消防法に基づき，避雷設備で防護された建屋内または範囲内に設置する設計とし，各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	○	－	火災防護上重要な機器等 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	火災防護上重要な機器等 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護上重要な機器等 （精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－
97	重大事故等対処施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，再処理施設の技術基準に関する規則に従い耐震設計を行う設計とする。	設置要求	○	－	重大事故等対処施設 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	重大事故等対処施設 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	重大事故等対処施設 （精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－
98	重大事故等対処施設は，竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	設置要求	○	－	竜巻防護対策設備	－	○	竜巻防護対策設備	竜巻防護対策設備	－	－	－
99	森林火災については，防火帯により，重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設置要求	○	－	防火帯	－	○	防火帯	防火帯	－	－	－
104	ａ．３時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している最重要設備となる安重機能を有する機器等は，火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を確認した，隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	○	－	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 関連する洞道）	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料	○	－	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 関連する洞道）	－	－	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料
105	ｂ．水平距離６ｍ以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備は，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を６ｍ以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	－	基本方針 （火災防護設備　火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	－	火災防護設備　火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
106	c．１時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備を１時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	1時間耐火隔壁 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) （ケーブルトレイ消火設備， 電気盤・制御盤消火設備））	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	○	基本方針	－	－	－	－	－
107	(2)中央制御室の火災及び爆発の影響軽減 a.中央制御室制御盤内の火災影響軽減対策 中央制御室に設置する最重要設備である制御盤及びそのケーブルについては，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，中央制御室の制御盤に関しては，不燃性筐体による系統別の分離対策，離隔距離等による分離対策，高感度煙感知器の設置，常駐する当直（運転員）による消火活動等により，上記(1)と同等な設計とする。 火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，制御盤は，実証試験結果に基づき，「異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体の盤とすることで分離」，「同一盤に異なる系統の回路を収納する場合は鉄板により別々の区画を設け，回路を収納することにより分離するとともに，異なる系統の配線ダクト間に分離距離を確保」，「操作スイッチ間に分離距離を確保」する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	制御盤 （制御室に設置される制御盤） 【施設共通　基本設計方針】	設計方針（影響軽減）（第2回以降） 基本方針(火災防護計画)	－	－	－	－	－	－	－
108	中央制御室には，異なる種類の火災感知器を設置するとともに，制御盤内における火災を速やかに感知し，安全機能への影響を防止できるよう，高感度煙感知器を設置する設計とする。 制御室内の火災発生時には，当直（運転員）により制御盤周辺に設置する二酸化炭素消火器を用いて早期に消火を行う。 消火時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し，サーモグラフィを配備する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	制御盤 （制御室に設置される制御盤） 火災防護設備 （高感度煙感知器） 【施設共通　基本設計方針】	設計方針（影響軽減）（第2回以降） 基本方針(火災防護計画)							
109	b．中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策 中央制御室床下コンクリートピットに関しては，敷設する互いに相違する系列のケーブルについては，１時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。 また，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置し，火災の発生場所が特定できる設計とする。 中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な固定式ガス消火設備を設置する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))）	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	－	－	－	－	－	－	－
110	なお，最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))）	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	－	－	－	－	－	－	－
111	(3)換気設備に対する火災の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし，セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とするとともに，耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては，３時間以上の耐火境界となるように鋼板ダクトとする設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	換気設備 （防火ダンパ）	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	－	－	－	－	－	－	－
112	(4)火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 当直（運転員）が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 なお，電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する制御室床下，引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備により，早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求①	排煙設備（制御室）	設計方針（影響軽減）	－	－	－	－	－	－	－
113	(5)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクは，機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求①	塔槽類廃ガス処理設備 換気設備 （機械換気による排気又はベント管）	設計方針（影響軽減）	－	－	－	－	－	－	－
114	(6) 安重機能を有する機器等のケーブルに対する火災の影響軽減対策 安重機能を有する機器等の異なる系統のケーブルは，ＩＥＥＥ384に準じて，異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平900ｍｍ以上又は垂直1,500ｍｍ以上，ソリッドトレイ（ふた付き）の場合は，水平25ｍｍ以上又は垂直25ｍｍ以上とすることにより，互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	ケーブルトレイ	設計方針（影響軽減）	○	ケーブルトレイ	－	－	－	－	－
125	7.8.1　火災区域構造物及び火災区画構造物 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，３時間耐火に設計上必要な150ｍｍ以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等)，天井及び床により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。	機能要求②	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁））	設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）（第2回以降）	○	基本方針	－	○	－	【機能要求②】 火災防護設備　火災影響軽減設備 （火災区域構造物） （低レベル廃棄物処理建屋 第２低レベル廃棄物貯蔵建屋 関連する洞道）	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
106	ｃ．１時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備を１時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ② 評価要求	○	－	基本方針 （1時間耐火隔壁 火災防護設備　火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	－	1時間耐火隔壁 火災防護設備　火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ
107	(2)中央制御室の火災及び爆発の影響軽減 a.中央制御室制御盤内の火災影響軽減対策 中央制御室に設置する最重要設備である制御盤及びそのケーブルについては，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，中央制御室の制御盤に関しては，不燃性筐体による系統別の分離対策，離隔距離等による分離対策，高感度煙感知器の設置，常駐する当直（運転員）による消火活動等により，上記(1)と同等な設計とする。 火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，制御盤は，実証試験結果に基づき，「異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体の盤とすることで分離」，「同一盤に異なる系統の回路を収納する場合は鉄板により別々の区画を設け，回路を収納することにより分離するとともに，異なる系統の配線ダクト間に分離距離を確保」，「操作スイッチ間に分離距離を確保」する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 運用要求	○	－	【施設共通　基本設計方針】	－	○	制御盤 （制御室に設置される制御盤） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	制御盤 （制御室に設置される制御盤） （制御建屋 緊急時対策建屋） 火災防護設備 （高感度煙感知器）	－	－	－
108	中央制御室には，異なる種類の火災感知器を設置するとともに，制御盤内における火災を速やかに感知し，安全機能への影響を防止できるよう，高感度煙感知器を設置する設計とする。 制御室内の火災発生時には，当直（運転員）により制御盤周辺に設置する二酸化炭素消火器を用いて早期に消火を行う。 消火時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し，サーモグラフィを配備する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 運用要求										
109	b．中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策 中央制御室床下コンクリートピットに関しては，敷設する互いに相違する系列のケーブルについては，１時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。 また，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置し，火災の発生場所が特定できる設計とする。 中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な固定式ガス消火設備を設置する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ② 評価要求	○	－	【施設共通　基本設計方針】	－	○	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備　火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))) （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備　火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))) （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ
110	なお，最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ② 評価要求	－	－	－	－	○	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))) （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))) （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ
111	(3)換気設備に対する火災の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし，セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とするとともに，耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては，３時間以上の耐火境界となるように鋼板ダクトとする設計とする。	設置要求 機能要求 ① 評価要求	○	－	換気設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	換気設備 （防火ダンパ） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	換気設備 （防火ダンパ） （精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
112	(4)火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 当直（運転員）が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 なお，電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する制御室床下，引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備により，早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	－	－	－	－	○	排煙設備（制御室） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	排煙設備（制御室） （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－
113	(5)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクは，機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求 ①	○	－	塔槽類廃ガス処理設備 （分離建屋） 換気設備 （分離建屋 非常用電源建屋）	－	○	換気設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	塔槽類廃ガス処理設備 （精製建屋,低レベル廃棄物処理建屋,分析建屋） 換気設備 （精製建屋）	－	－	－
114	(6) 安重機能を有する機器等のケーブルに対する火災の影響軽減対策 安重機能を有する機器等の異なる系統のケーブルは，ＩＥＥＥ384に準じて，異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平900ｍｍ以上又は垂直1,500ｍｍ以上，ソリッドトレイ（ふた付き）の場合は，水平25ｍｍ以上又は垂直25ｍｍ以上とすることにより，互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	○	－	ケーブルトレイ （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	ケーブルトレイ （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	ケーブルトレイ （精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
125	7.8.1　火災区域構造物及び火災区画構造物 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，３時間耐火に設計上必要な150ｍｍ以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等)，天井及び床により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。	機能要求 ②	○	－	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 関連する洞道）	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料	○	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋 関連する洞道）	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 重油貯槽 関連する洞道）	－	－	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
126	重大事故等対処施設を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求② 火災防護設備（火災区域構造物（耐火壁））		設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）（第2回以降）	－	－	－	－	－	－	－
127	7.8.2　火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに，火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として，アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋外構築物の監視に当たっては，アナログ式の感知器の設置が適さないことから，非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを組み合わせて設置する設計とし，屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響等を受ける場合は，アナログ式の感知器（煙又は熱）と非アナログ式の炎感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については，防爆型のアナログ式の熱感知器（熱電対）に加え，防爆型の非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する場合は，それぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに，誤動作防止対策のため，屋内に設置する場合は，外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置することとし，屋外に設置する場合は，屋外型を採用するとともに，必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。	設置要求 機能要求① 火災防護設備 火災感知設備（煙感知器、高感度煙感知器、熱感知器、熱感知器(熱電対(防爆型))、熱感知器(光ファイバー)、炎感知器、炎感知器(赤外線式(防水型、防爆型))、熱感知カメラ(サーモカメラ)、火災受信器盤）		設計方針（火災の感知）	○	基本方針 （火災防護設備 火災感知設備(炎感知器(赤外線式(防水型)), 熱感知カメラ(サーモカメラ), 火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
128	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には設置する設計とする。	設置要求 機能要求① 火災防護設備 火災感知設備（煙感知器、高感度煙感知器、熱感知器、熱感知器(熱電対(防爆型))、熱感知器(光ファイバー)、炎感知器、炎感知器(赤外線式(防水型、防爆型))、熱感知カメラ(サーモカメラ)、火災受信器盤）		設計方針（火災の感知）	○	基本方針 （火災感知設備(炎感知器(赤外線式(防水型)), 熱感知カメラ(サーモカメラ), 火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
129	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第４項に従い設置する設計とする。 また，環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求① 火災防護設備 火災感知設備（煙感知器、高感度煙感知器、熱感知器、熱感知器(熱電対(防爆型))、熱感知器(光ファイバー)、炎感知器、炎感知器(赤外線式(防水型、防爆型))、熱感知カメラ(サーモカメラ)、火災受信器盤）		設計方針（火災の感知）	○	基本方針 （火災感知設備(炎感知器(赤外線式(防水型)), 熱感知カメラ(サーモカメラ), 火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
130	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，コンクリート製の構造物や金属製の配管，タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は，火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず，消防法に基づいた設計とする。	設置要求 火災防護設備 火災感知設備（煙感知器、熱感知器、火災受信器盤）		設計方針（火災の感知）	－	－	－	－	－	－	－
131	また，通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域，通常作業時に人の立入りがなく少量の可燃性物質の取扱いはあるが取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域又は可燃性物質の取扱いはあるが火災感知器によらない設備により多様性を確保し，火災発生の前後において有効に火災が検出できる場合は火災感知設備を設置しない設計とする。	設置要求 機能要求① 計測制御設備 カメラ		設計方針（火災の感知）	－	－	－	－	－	－	－
132	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求 火災防護設備 火災感知設備（火災受信器盤）		設計方針（火災の感知）	○	基本方針 （火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
133	また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて，非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。	機能要求① 火災防護設備 火災感知設備（火災受信器盤）		設計方針（火災の感知）	○	基本方針 （火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
134	重大事故等対処施設に係る火災感知設備は，非常用ディーゼル発電機の多重故障（以下「全交流動力電源喪失」という。）時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求 火災防護設備 火災感知設備（火災受信器盤）		設計方針（火災の感知）	－	－	－	－	－	－	－
135	また，重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については，重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求① 火災防護設備 火災感知設備（火災受信器盤）		設計方針（火災の感知）	－	－	－	－	－	－	－
136	火災感知設備は，中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室若しくは緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する火災受信器盤（火災監視盤）に火災信号を表示するとともに警報を発することで，常時監視できる設計とするとともに，感知器の設置場所を１つずつ特定できることにより，火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求① 火災防護設備 火災感知設備（火災受信器盤）		設計方針（火災の感知）	○	基本方針 （火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
137	火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に基づき，煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求 火災防護設備 火災感知設備（火災受信器盤） 【施設共通　基本設計方針】		基本方針(火災防護計画) 設計方針（火災の感知）	○	【施設共通　基本設計方針】 （火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
126	重大事故等対処施設を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求② ②	○	－	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 関連する洞道）	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料	○	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 関連する洞道）	－	－	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料
127	7.8.2　火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに，火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として，アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋外構築物の監視に当たっては，アナログ式の感知器の設置が適さないことから，非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを組み合わせて設置する設計とし，屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響等を受ける場合は，アナログ式の感知器（煙又は熱）と非アナログ式の炎感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については，防爆型のアナログ式の熱感知器（熱電対）に加え，防爆型の非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する場合は，それぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに，誤動作防止対策のため，屋内に設置する場合は，外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置することとし，屋外に設置する場合は，屋外型を採用するとともに，必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	○	－	基本方針 （火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　火災感知設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
128	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には設置する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	○	－	基本方針 （火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　火災感知設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
129	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第４項に従い設置する設計とする。 また，環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	○	－	基本方針 （火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　火災感知設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
130	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，コンクリート製の構造物や金属製の配管，タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は，火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず，消防法に基づいた設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　火災感知設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
131	また，通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域，通常作業時に人の立入りがなく少量の可燃性物質の取扱いはあるが取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域又は可燃性物質の取扱いはあるが火災感知器によらない設備により多様性を確保し，火災発生の前後において有効に火災が検出できる場合は火災感知設備を設置しない設計とする。	設置要求 機能要求 ①	○	－	基本方針 （計測制御設備 （分離建屋 　高レベル廃液ガラス固化建屋） カメラ （高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	－	計測制御設備 （精製建屋）	－	－	－
132	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　火災感知設備（火災受信器盤） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備（火災受信器盤） （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－
133	また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて，非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。	機能要求 ①	○	－	基本方針 （火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　火災感知設備（火災受信器盤） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備（火災受信器盤） （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－
134	重大事故等対処施設に係る火災感知設備は，非常用ディーゼル発電機の多重故障（以下「全交流動力電源喪失」という。）時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　火災感知設備（火災受信器盤） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備（火災受信器盤） （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－
135	また，重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については，重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求 ①	○	－	基本方針 （火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　火災感知設備（火災受信器盤） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備（火災受信器盤） （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－
136	火災感知設備は，中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室若しくは緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する火災受信器盤（火災監視盤）に火災信号を表示するとともに警報を発することで，常時監視できる設計とするとともに，感知器の設置場所を１つずつ特定できることにより，火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求 ①	○	－	基本方針 （火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　火災感知設備（火災受信器盤） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備（火災受信器盤） （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－
137	火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に基づき，煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて，管理する。	機能要求 ① 運用要求	○	－	【施設共通　基本設計方針】 （火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　火災感知設備 （火災受信器盤） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備 （火災受信器盤） （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
138	屋外に設置する火災感知器は，設計上考慮する自然現象に対する環境条件を満足する設計とする。	設置要求	火災防護設備　火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型、防爆型))、熱感知カメラ(サーモカメラ)）	設計方針（火災の感知）	○	基本方針 （火災防護設備　消火設備　消火水供給設備 火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型)、熱感知カメラ(サーモカメラ)） （安全冷却水冷却塔冷却塔）は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
139	屋外の火災感知設備は，－15.7℃まで低下しても使用可能な屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	設置要求 運用要求	火災防護設備　火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型、防爆型))、熱感知カメラ(サーモカメラ)） 【施設共通　基本設計方針】	基本方針(火災防護計画) 設計方針（火災の感知）	○	【施設共通　基本設計方針】 （火災防護設備　火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型)、熱感知カメラ(サーモカメラ)） （安全冷却水冷却塔冷却塔）は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
140	7.8.3　消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設に対処するための機能を損なわない設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画（危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所となる放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵するセル），可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画（制御室床下及び一般共同溝），等価火災時間が３時間を超える火災区域又は火災区画及び電気品室等の火災区域又は火災区画については，自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより，消火活動を可能とする設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) （ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備））	設計方針（火災の消火）	○	基本方針	－	－	－	－	－
141	上記以外の火災区域又は火災区画については，取り扱う可燃性物質の量が小さいこと，消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと，再処理施設は動的閉じ込め設計としており，換気設備による排煙が可能であるため，有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため，消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （消火器、屋内消火栓） 換気設備（建屋換気設備）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （消火設備(屋外消火栓)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
144	(1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則，又は試験結果に基づく消火剤容量を配備する設計とする。	機能要求 ② 評価要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) （ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備） 消火水供給設備	設計方針（火災の消火） 評価方法（火災の消火） 評価（火災の消火）	○	【施設共通　基本設計方針】	－	－	－	－	－
145	消火用水供給系の水源は，消防法施行令，危険物の規制に関する規則及び都市計画法施行令に基づくとともに，２時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求 ②	火災防護設備　消火設備 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （【機能要求②】 火災防護設備　消火設備(消火用水貯槽，ろ過水貯槽)は次回に申請する。）	－	－	－	－	－
146	また，緊急時対策建屋の水源は，消防法施行令に基づくとともに，２時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求 ②	火災防護設備　消火設備 （消火水槽（AZ） 防火水槽（AZ））	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
147	(2) 消火設備の系統構成 a．消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として，ろ過水貯槽（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））及び消火用水貯槽（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	火災防護設備　消火設備 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （【機能要求②】 火災防護設備　消火設備(消火用水貯槽，ろ過水貯槽)は次回に申請する。）	－	－	－	－	－
148	緊急時対策建屋の水源は，同建屋に消火水槽，建屋近傍に防火水槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	火災防護設備　消火設備 （消火水槽（AZ） 防火水槽（AZ））	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
149	消火用水系の消火ポンプは，必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））に加え，ディーゼル駆動消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を１台ずつ設置することで，多様性を有する設計とするとともに，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，圧力調整用消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を２基設ける設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	火災防護設備　消火設備 （電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （【機能要求②】 火災防護設備　消火設備(電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ)は次回に申請する。）	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
138	屋外に設置する火災感知器は，設計上考慮する自然現象に対する環境条件を満足する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備 消火設備 消火水供給設備火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型)、熱感知カメラ(サーモカメラ)) （安全冷却水冷却塔 冷却塔）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型)、熱感知カメラ(サーモカメラ)) (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔A 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B)	火災防護設備 火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型、防爆型))、熱感知カメラ(サーモカメラ)) （安全冷却水冷却塔 冷却塔 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 重油貯槽）	－	－	－
139	屋外の火災感知設備は，－15.7℃まで低下しても使用可能な屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	設置要求 運用要求	○	－	【施設共通　基本設計方針】 （火災防護設備 火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型)、熱感知カメラ(サーモカメラ)) （安全冷却水冷却塔 冷却塔）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型)、熱感知カメラ(サーモカメラ)) (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔A 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B)	火災防護設備 火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型、防爆型))、熱感知カメラ(サーモカメラ)) （安全冷却水冷却塔 冷却塔 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 重油貯槽）	－	－	－
140	7.8.3　消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設に対処するための機能を損なわない設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画（危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所となる放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵するセル），可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画（制御室床下及び一般共同溝），等価火災時間が３時間を超える火災区域又は火災区画及び電気品室等の火災区域又は火災区画については，自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより，消火活動を可能とする設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) （ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備（ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備)） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備 消火設備（ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備）） （精製建屋 制御建屋 出入管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
141	上記以外の火災区域又は火災区画については，取り扱う可燃性物質の量が小さいこと，消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと，再処理施設は動的閉じ込め設計としており，換気設備による排煙が可能であるため，有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため，消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備 消火設備 （消火器、屋内消火栓） 換気設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備 （消火器、屋内消火栓） 換気設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備 消火設備 （消火器、屋内消火栓） 換気設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
144	(1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則，又は試験結果に基づく消火剤容量を配備する設計とする。	機能要求② 評価要求	○	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （消火水供給設備）	基本方針 （【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ ＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程	○	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備）） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備） 消火水槽（AZ） 防火水槽（AZ）） （精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ ＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程
145	消火用水供給系の水源は，消防法施行令，危険物の規制に関する規則及び都市計画法施行令に基づくとともに，２時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求②	○	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽）	－	＜容器＞ ・容量	－	－	－	－	－	－
146	また，緊急時対策建屋の水源は，消防法施行令に基づくとともに，２時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （消火水槽（AZ） 防火水槽（AZ））	－	－	＜容器＞ ・容量
147	(2) 消火設備の系統構成 a. 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として，ろ過水貯槽（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））及び消火用水貯槽（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽）	－	＜容器＞ ・容量 ＜主配管＞ ・外径、厚さ	－	－	－	－	－	－
148	緊急時対策建屋の水源は，同建屋に消火水槽，建屋近傍に防火水槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （消火水槽（AZ） 防火水槽（AZ）	－	－	＜容器＞ ・容量
149	消火用水系の消火ポンプは，必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））に加え，ディーゼル駆動消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を１台ずつ設置することで，多様性を有する設計とするとともに，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，圧力調整用消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を２基設ける設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ）	－	＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
150	また，緊急時対策建屋の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを２台設置することで，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	火災防護設備　消火設備 （電動駆動消火ポンプ(AZ)）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
151	b．系統分離に応じた独立性の考慮 再処理施設の安重機能を有する機器等の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画の消火を行うガス系消火設備は，消火設備の動的機器の故障により，系統分離した設備に対する消火設備の消火機能が同時に喪失することがないよう，動的機器である容器弁及び選択弁のうち，容器弁（ボンベ含む）は必要数量に対し１以上多く設置するとともに，選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
152	なお，万一，系統上の選択弁の故障を想定しても，手動により選択弁を操作することにより，消火が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
153	c．消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合に隔離弁を設置し，消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災防護設備　消火設備 （消火用水供給設備(隔離弁)）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （消火設備(消火用水供給設備(隔離弁)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
154	また，緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災防護設備　消火設備 （消火用水供給系(AZ)）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
155	(3) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは，外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	機能要求①	火災防護設備　消火設備 （ディーゼル駆動消火ポンプ）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （消火設備(電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
156	また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは，外部電源喪失時においても消火が可能となるよう，非常用母線から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
157	重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは，全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるよう，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
158	地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。	機能要求①	火災防護設備　消火設備 （二酸化炭素消火設備）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
150	また，緊急時対策建屋の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを２台設置することで，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 火災防護設備　消火設備 （電動駆動消火ポンプ(AZ)）	－	－	＜主配管＞ ・外径、厚さ ＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程
151	b．系統分離に応じた独立性の考慮 再処理施設の安重機能を有する機器等の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画の消火を行うガス系消火設備は，消火設備の動的機器の故障により，系統分離した設備に対する消火設備の消火機能が同時に喪失することがないよう，動的機器である容器弁及び選択弁のうち，容器弁（ボンベ含む）は必要数量に対し１以上多く設置するとともに，選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求 ①	○	－	基本方針 （火災防護設備　消火設備　消火水供給設備消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　消火設備　消火水供給設備消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　消火設備　消火水供給設備消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備） （精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
152	なお，万一，系統上の選択弁の故障を想定しても，手動により選択弁を操作することにより，消火が可能な設計とする。	設置要求 機能要求 ①	○	－	基本方針 （火災防護設備　消火設備　消火水供給設備消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備、 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備、電気盤・制御盤消火設備)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　消火設備　消火水供給設備消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備、 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備)） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　消火設備　消火水供給設備消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備、 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備、電気盤・制御盤消火設備)） （精製建屋 制御建屋 出入管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
153	c．消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合に隔離弁を設置し，消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	○	消火設備 （消火用水供給設備(隔離弁)）	基本方針 （火災防護設備　消火設備　消火水供給設備消火設備 （消火用水供給設備(隔離弁)）は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－	－	－
154	また，緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求 ①	－	－	－	－	○	－	火災防護設備　消火設備 （消火用水供給系(AZ)）	－	－	－
155	(3) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは，外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	機能要求 ①	○	消火設備 （電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ）	基本方針 （消火設備 （電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　消火設備 （電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ）	火災防護設備　消火設備 （電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 電動駆動消火ポンプ(AZ)）	－	－	－
156	また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは，外部電源喪失時においても消火が可能となるよう，非常用母線から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求 ① 設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備　消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
157	重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは，全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるよう，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求 ① 設置要求	－	－	－	－	○	火災防護設備　消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　消火設備（ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
158	地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。	機能要求 ①	○	－	基本方針 （火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備、ハロゲン化物消火設備(局所)(電気盤・制御盤消火設備)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備、ハロゲン化物消火設備(局所)） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備、ハロゲン化物消火設備(局所)(電気盤・制御盤消火設備)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
159	ケーブルトレイに対する局所消火設備等は，消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （ケーブルトレイ消火設備）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
160	(4)　消火設備の配置上の考慮 a．火災による二次的影響の考慮 消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ぼない設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （屋外消火栓 屋内消火栓 消火器）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （消火設備（屋外消火栓）は最終回次に申請する。）	－	○	－	消火設備 （屋内消火栓 消火器） （低レベル廃棄物処理建屋 第２低レベル廃棄物貯蔵建屋）	－
161	消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用し，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備（局所） （ケーブルトレイ消火設備，電気盤・制御盤消火設備））	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
162	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，ボンベに接続する安全装置によりボンベの過圧を防止する設計とするとともに，ボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域，火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備（局所） （ケーブルトレイ消火設備， 電気盤・制御盤消火設備））	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
163	また，煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，防火ダンパを設ける設計とする。	設置要求	火災影響軽減設備 （防火ダンパ）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
164	b．管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から液体廃棄物の廃棄施設に回収し，処理する設計とする。	設置要求	堰 液体廃棄物の廃棄施設	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
165	また，管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，建屋換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち，排気筒等から放出する設計とする。	機能要求 ①	換気設備 （建屋換気設備のフィルタ等）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
159	ケーブルトレイに対する局所消火設備等は，消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備　消火設備 （ケーブルトレイ消火設備） （前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　消火設備 （ケーブルトレイ消火設備） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　消火設備 （ケーブルトレイ消火設備） （精製建屋）	－	－	－
160	(4)　消火設備の配置上の考慮 a．火災による二次的影響の考慮 消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	○	消火設備 （屋外消火栓）	基本方針 （火災防護設備　消火設備 （屋外消火栓 屋内消火栓 消火器） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　消火設備 （屋外消火栓 屋内消火栓 消火器） （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護設備　消火設備 （屋外消火栓 屋内消火栓 消火器） （前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋精製建屋，低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物処理建屋，ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
161	消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用し，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備（局所）（ケーブルトレイ消火設備，電気盤・制御盤消火設備）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備（局所）（ケーブルトレイ消火設備）） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備（局所）（ケーブルトレイ消火設備，電気盤・制御盤消火設備）） （前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
162	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，ボンベに接続する安全装置によりボンベの過圧を防止する設計とするとともに，ボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域，火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備（局所）（ケーブルトレイ消火設備，電気盤・制御盤消火設備）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備（局所）（ケーブルトレイ消火設備）） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備（局所）（ケーブルトレイ消火設備，電気盤・制御盤消火設備）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 出入管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
163	また，煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，防火ダンパを設ける設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災影響軽減設備 （防火ダンパ） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災影響軽減設備 （防火ダンパ） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災影響軽減設備 （防火ダンパ） （前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
164	b．管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から液体廃棄物の廃棄施設に回収し，処理する設計とする。	設置要求	○	－	堰 液体廃棄物の廃棄施設 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	堰 液体廃棄物の廃棄施設 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	堰 液体廃棄物の廃棄施設 （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
165	また，管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，建屋換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち，排気筒等から放出する設計とする。	機能要求 ①	○	－	換気設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	○	換気設備 （防火ダンパ） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	換気設備 （防火ダンパ） （精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
166	c．消火栓の配置 火災区域又は火災区画（セルを除く）に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓（廃棄物管理施設と一部共用（以下同じ。））は，消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （屋内消火栓 屋外消火栓）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （消火設備(屋外消火栓)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－
167	(5) 消火設備の警報 a．消火設備の故障警報 固定式消火設備（全域），電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に吹鳴する設計とする。	機能要求①	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) （ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備） 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 電動駆動消火ポンプ(AZ)）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （消火設備(電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ)は次回次に申請する。）	－	－	－	－	－
168	b．固定式ガス消火設備の退避警報 全域放出方式の固定式ガス消火設備は，作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備(全域) 二酸化炭素消火設備(全域)）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
169	ハロゲン化物消火設備（局所）は，従事者が酸欠になることはないが，消火時に生成するフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ，作動前に退避警報を発する設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備(局所)） 電気盤制御盤　消火設備(開口あり）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
170	なお，固定式ガス消火設備のうち，防火シート，金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合においては，消火剤が内部に留まり，外部に有意な影響を及ぼさないため，消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備（局所） （ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備））	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
171	(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 a．凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち，消火用水の供給配管は凍結を考慮し，凍結深度を確保した埋設配管とし，地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに，屋外消火栓は，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらない構造とする設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （屋外消火栓）	設計方針（火災の消火）	○	火災防護設備　消火設備 （屋外消火栓）	－	－	－	－	－
172	b．風水害対策 消火ポンプ及び固定式ガス消火設備は，風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう，各建屋内に設置する設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) （ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備） 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 電動駆動消火ポンプ(AZ)）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （消火設備(電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ)は次回に申請する。）	－	－	－	－	－
173	c．地盤変位対策 屋内消火栓設備は，地震時における地盤変位により，消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても，移動式消火設備から消火水を供給し消火活動を可能とするよう，送水口を設置し，破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （消火用水供給系(屋内消火栓)）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
174	(7) その他 a．移動式消火設備 火災時の消火活動のため，消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として，大型化学高所放水車を配備するとともに，故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また，航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 （移動式消火設備）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （消火設備(移動式消火設備)は最終回次に申請する。）	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
166	c．消火栓の配置 火災区域又は火災区画（セルを除く）に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓（廃棄物管理施設と一部共用（以下同じ。））は，消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	○	消火設備 （屋外消火栓）	基本方針 （火災防護設備 消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓） （低レベル廃棄物処理建屋 第２低レベル廃棄物貯蔵建屋） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓） （北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護設備 消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓） （前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物処理建屋，ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
167	(5) 消火設備の警報 a．消火設備の故障警報 固定式消火設備（全域），電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に吹鳴する設計とする。	機能要求 ①	○	消火設備 （電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ）	基本方針 （火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備)） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備) 電動駆動消火ポンプ(AZ)） （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－
168	b．固定式ガス消火設備の退避警報 全域放出方式の固定式ガス消火設備は，作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備 消火設備（ハロゲン化物消火設備(全域)、二酸化炭素消火設備(全域)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備（ハロゲン化物消火設備(全域)、二酸化炭素消火設備(全域)） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備 消火設備（ハロゲン化物消火設備(全域)、二酸化炭素消火設備(全域)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 出入管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
169	ハロゲン化物消火設備（局所）は，従事者が酸欠になることはないが，消火時に生成するフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ，作動前に退避警報を発する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備 消火設備（ハロゲン化物消火設備(局所)） （前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	－	火災防護設備 消火設備（ハロゲン化物消火設備(局所)） （前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋）	－	－	－
170	なお，固定式ガス消火設備のうち，防火シート，金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合においては，消火剤が内部に留まり，外部に有意な影響を及ぼさないため，消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備（局所） （ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備）） （前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備)） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備（局所）（ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備）） （前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋）	－	－	－
171	(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 a．凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち，消火用水の供給配管は凍結を考慮し，凍結深度を確保した埋設配管とし，地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに，屋外消火栓は，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらない構造とする設計とする。	設置要求	○	消火設備 （屋外消火栓）	基本方針 （火災防護設備 消火設備 （屋外消火栓）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備 （屋外消火栓）	火災防護設備 消火設備 （屋外消火栓）	－	－	－
172	b．風水害対策 消火ポンプ及び固定式ガス消火設備は，風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう，各建屋内に設置する設計とする。	設置要求	○	消火設備 （電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ）	基本方針 （火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備)） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
173	c．地盤変位対策 屋内消火栓設備は，地震時における地盤変位により，消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても，移動式消火設備から消火水を供給し消火活動を可能とするよう，送水口を設置し，破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （火災防護設備 消火設備 （消火用水供給系(屋内消火栓配管)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備 （消火用水供給系(屋内消火栓配管)） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	火災防護設備 消火設備 （消火用水供給系(屋内消火栓配管)） （前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物処理建屋，ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
174	(7) その他 a．移動式消火設備 火災時の消火活動のため，消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として，大型化学高所放水車を配備するとともに，故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また，航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	○	基本方針 （消火設備(移動式消火設備)は最終回次に申請する。）	基本方針 （消火設備(移動式消火設備)は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備 （移動式消火設備）	火災防護設備 消火設備 （移動式消火設備）	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
175	b．消火用の照明器具 屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路，屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に，現場への移動時間及び消防法の消火継続時間20分を考慮し，２時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	蓄電池内蔵型照明	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
176	c．ポンプ室 火災防護上重要な機器等のポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には，固定式消火設備を設置する設計とする。また，上記以外のポンプを設置している部屋は，換気設備による排煙が可能であることから，煙が滞留し難い構造としており，人による消火とし，可搬式排風機等を配備することにより煙の影響を軽減する設計とする。	設置要求 運用要求	火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) （ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備）） 【施設共通　基本設計方針】	基本方針(火災防護計画)	－	－	－	－	－	－	－
182	a．高感度煙感知器 高感度煙感知器は，火災及び爆発の影響軽減のため，盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として，火災防護上の最重要設備の系統分離対策を講ずる制御盤内に設置する設計とする。	設置要求	火災防護設備 （高感度煙感知器）	設計方針（影響軽減）（第2回以降）	－	－	－	－	－	－	－
184	7.8.5　設備の共用 消火設備のうち，消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，圧力調整用消火ポンプ，消火用水貯槽及びろ過水貯槽は，廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用し，消火栓設備の一部及び防火水槽（廃棄物管理施設と一部共用）の一部は，廃棄物管理施設と共用するが，廃棄物管理施設又はMOX燃料加工施設へ消火用水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保する設計とし，消火水供給設備においては，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求 ①	消火設備　消火用水供給系 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 防火水槽 屋外消火栓）	設計方針（設備の共用）	△	基本方針	－	－	－	－	－
185	また，MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉（MOX燃料加工施設と共用，MOX燃料加工施設に設置）については，火災区域設定のため，火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求 ①	火災影響軽減設備 （防火戸（MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉）） ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	設計方針（設備の共用）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
175	b．消火用の照明器具 屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路，屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に，現場への移動時間及び消防法の消火継続時間20分を考慮し，２時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針 （蓄電池内蔵型照明 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	蓄電池内蔵型照明 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋）	蓄電池内蔵型照明 （前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｰｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物処理建屋，ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－
176	c．ポンプ室 火災防護上重要な機器等のポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には，固定式消火設備を設置する設計とする。また，上記以外のポンプを設置している部屋は，換気設備による排煙が可能であることから，煙が滞留し難い構造としており，人による消火とし，可搬式排風機等を配備することにより煙の影響を軽減する設計とする。	設置要求 運用要求	○	－	【施設共通　基本設計方針】 （火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	－	○	火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－
182	a．高感度煙感知器 高感度煙感知器は，火災及び爆発の影響軽減のため，盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として，火災防護上の最重要設備の系統分離対策を講ずる制御盤内に設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	○	－	火災防護設備 （高感度煙感知器）	－	－	－
184	7.8.5　設備の共用 消火設備のうち，消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，圧力調整用消火ポンプ，消火用水貯槽及びろ過水貯槽は，廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用し，消火栓設備の一部及び防火水槽（廃棄物管理施設と一部共用）の一部は，廃棄物管理施設と共用するが，廃棄物管理施設又はMOX燃料加工施設へ消火用水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保する設計とし，消火水供給設備においては，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	消火設備 消火用水供給系 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 防火水槽 屋外消火栓）	消火設備 消火用水供給系 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 防火水槽 屋外消火栓）	－	－	－	－	－	－	－
185	また，MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉（MOX燃料加工施設と共用，MOX燃料加工施設に設置）については，火災区域設定のため，火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	○	－	火災影響軽減設備 （防火戸（MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉）） ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	－	－	－

第15条：安全上重要な施設

第16条：安全機能を有する施設

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
4	溶解設備は，せん断処理施設のせん断処理設備から受け入れた燃料せん断片を硝酸で溶解する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
5	清澄・計量設備は，溶解液から不溶解残渣を除去した後，溶解液中のウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認し，必要であれば調整した後，分離施設の分離設備に移送する設計とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
6	なお，万一溶解設備の溶解槽で臨界になった場合に対処するために，可溶性中性子吸収材を溶解槽に供給する可溶性中性子吸収材緊急供給系を設ける設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
8	溶解設備は，せん断処理施設のせん断機でせん断した燃料せん断片を溶解槽に受け入れ，高温の硝酸で燃料部分を溶解する設計とする。また，必要に応じて，可溶性中性子吸収材を加えた硝酸を用いて溶解する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
9	溶解槽からの溶解液は，第１よう素追出し槽及び第２よう素追出し槽において溶解液中に残留するよう素を追い出し，中間ポットにおいて溶解液を冷却した後，重力流により清澄・計量設備へ移送する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
10	溶解後残った燃料被覆管せん断片（以下「ハル」という。）は，ハル洗浄槽において洗浄する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
11	せん断処理施設のせん断機でせん断したエンドピースは，エンドピース酸洗浄槽及びエンドピース水洗浄槽において洗浄した後，ハルとともにドラム詰めし，専用の運搬容器に収納して低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピース貯蔵系へ搬送する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
12	溶解槽及びよう素追出し槽からの廃ガスは，せん断処理施設のせん断機からの廃ガスとともに気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
13	溶解設備は，再処理運転中又は工程の停止時に，純水又は硝酸を用いて，溶解設備を洗浄する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
14	また，工程の停止時に，水酸化ナトリウム又は炭酸ナトリウムを用い，溶解槽，第１よう素追出し槽及び第２よう素追出し槽を洗浄する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
15	溶解槽は，容器本体及び内部に12個のバケットを有する車輪状のホイールで構成し，ホイールが回転する構造とする。せん断処理施設から燃料せん断片シュートを経てバケット内へ装荷した燃料せん断片は，ホイールが回転し一定時間以上高温の硝酸中に浸すことにより，燃料部分が溶解しハルのみが残る設計とする。また，燃料の溶解中に溶解液からよう素を追い出す設計とする。溶解液は溶解槽から連続的によう素追出し槽へ移送する設計とする。バケットに残ったハルは，ホイールが回転してバケットがハル排出位置に達すると，ハル排出口からハル洗浄槽へ排出する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
16	第１よう素追出し槽及び第２よう素追出し槽は，溶解液の加熱を行うことにより，溶解液中のよう素を追い出す設計とする。なお，第１よう素追出し槽及び第２よう素追出し槽はＮＯｘ，空気の供給ができる設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
17	ハル洗浄槽は，内壁にら旋状の傾斜路を有し，垂直軸を中心に往復回転する構造とする。 溶解槽からシュートによりハル洗浄槽の底部へ装荷したハルは，ハル洗浄槽の往復回転及びハル自身の慣性力により傾斜路を上方へ移動し，この間にハル洗浄槽内を満たした水で洗浄する設計とする。洗浄されたハルは，シュートにてドラムへ排出する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
4	溶解設備は，せん断処理施設のせん断処理設備から受け入れた燃料せん断片を硝酸で溶解する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
5	清澄・計量設備は，溶解液から不溶解残渣を除去した後，溶解液中のウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認し，必要であれば調整した後，分離施設の分離設備に移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
6	なお，万一溶解設備の溶解槽で臨界になった場合に対処するために，可溶性中性子吸収材を溶解槽に供給する可溶性中性子吸収材緊急供給系を設ける設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
8	溶解設備は，せん断処理施設のせん断機でせん断した燃料せん断片を溶解槽に受け入れ，高温の硝酸で燃料部分を溶解する設計とする。また，必要に応じて，可溶性中性子吸収材を加えた硝酸を用いて溶解する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
9	溶解槽からの溶解液は，第１よう素追出し槽及び第２よう素追出し槽において溶解液中に残留するよう素を追い出し，中間ポットにおいて溶解液を冷却した後，重力流により清澄・計量設備へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
10	溶解後残った燃料被覆管せん断片（以下「ハル」という。）は，ハル洗浄槽において洗浄する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
11	せん断処理施設のせん断機でせん断したエンドピースは，エンドピース酸洗浄槽及びエンドピース水洗浄槽において洗浄した後，ハルとともにドラム詰めし，専用の運搬容器に収納して低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピース貯蔵系へ搬送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
12	溶解槽及びよう素追出し槽からの廃ガスは，せん断処理施設のせん断機からの廃ガスとともに気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
13	溶解設備は，再処理運転中又は工程の停止時に，純水又は硝酸を用いて，溶解設備を洗浄する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
14	また，工程の停止時に，水酸化ナトリウム又は炭酸ナトリウムを用い，溶解槽，第１よう素追出し槽及び第２よう素追出し槽を洗浄する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
15	溶解槽は，容器本体及び内部に12個のバケットを有する車輪状のホイールで構成し，ホイールが回転する構造とする。せん断処理施設から燃料せん断片シュートを経てバケット内へ装荷した燃料せん断片は，ホイールが回転し一定時間以上高温の硝酸中に浸すことにより，燃料部分が溶解しハルのみが残る設計とする。また，燃料の溶解中に溶解液からよう素を追い出す設計とする。溶解液は溶解槽から連続的によう素追出し槽へ移送する設計とする。バケットに残ったハルは，ホイールが回転してバケットがハル排出位置に達すると，ハル排出口からハル洗浄槽へ排出する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
16	第１よう素追出し槽及び第２よう素追出し槽は，溶解液の加熱を行うことにより，溶解液中のよう素を追い出す設計とする。なお，第１よう素追出し槽及び第２よう素追出し槽はＮＯｘ，空気の供給ができる設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
17	ハル洗浄槽は，内壁にら旋状の傾斜路を有し，垂直軸を中心に往復回転する構造とする。 溶解槽からシュートによりハル洗浄槽の底部へ装荷したハルは，ハル洗浄槽の往復回転及びハル自身の慣性力により傾斜路を上方へ移動し，この間にハル洗浄槽内を満たした水で洗浄する設計とする。洗浄されたハルは，シュートにてドラムへ排出する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
18	エンドピース酸洗浄槽は，内部にバスケットを有する構造とする。せん断処理施設のせん断機からエンドピースシュートにてバスケット内部へ装荷したエンドピースは，高温の硝酸を用いて洗浄した後，シュートにてエンドピース水洗浄槽へ排出する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
19	エンドピース水洗浄槽は，エンドピース酸洗浄槽とほぼ同じ構造とする。エンドピース酸洗浄槽から受け入れたエンドピースは，水を用い洗浄した後，シュートにてドラムへ排出する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
20	水バッファ槽は，ハル洗浄槽でハルを洗浄した後の洗浄水やエンドピース水洗浄槽でエンドピースを洗浄した後の洗浄水等を受け入れた後，硝酸調整槽へ移送する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
21	硝酸調整槽は，溶解槽で用いる硝酸の濃度を調整するとともに，可溶性中性子吸収材を使用する場合は，可溶性中性子吸収材の濃度を調整する設計とする。調整した硝酸は，硝酸供給槽へ移送する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
22	硝酸供給槽は，硝酸調整槽で調整した硝酸を溶解槽へ連続的に供給する設計とする。	機能要求①	溶解設備（許可文中、第4.3-1表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
25	清澄設備は，溶解設備から不溶解残渣を含む溶解液を中継槽に受け入れた後，清澄機に連続供給し，不溶解残渣を分離除去し，清澄した溶解液を計量設備に送り出す設計とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
26	清澄機で分離した溶解液中の不溶解残渣は，硝酸を用いて洗浄処理した後，洗浄液をリサイクル槽に回収し中継槽に戻す設計する。洗浄後の不溶解残渣は，清澄機からサイホンで不溶解残渣回収槽に排出し，さらに，ポンプにより液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
27	計量設備は，清澄設備で清澄した溶解液を計量前中間貯槽に受け入れた後，計量・調整槽でウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認するとともに計量し，必要であれば調整又は計量補助槽を用いて液量を調節した後，計量後中間貯槽からポンプで分離施設の分離設備へ移送する設計とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
28	清澄機は，高速回転するボウルを内部に有する遠心式の装置とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
29	清澄機は，中継槽から受け入れた溶解液を，清澄機のボウル内に供給して，溶解液中の不溶解残渣を高速回転で遠心力によりボウル内面に捕集し，清澄後の溶解液を計量前中間貯槽に移送する。所定量の溶解液を清澄処理後，ボウル内面に捕集した不溶解残渣を低速回転で硝酸を用い洗浄処理し，洗浄液をリサイクル槽に移送した後，不溶解残渣は水を用いて不溶解残渣回収槽に排出する設計とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
30	これら洗浄用の硝酸及び水が使用不能となった場合に対処するため,予備の硝酸を供給する設計とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
31	なお，清澄機は，その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系から回転軸の軸封用の空気を供給する設計とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
32	不溶解残渣回収槽は，受入れ用配管を閉塞等の可能性を考慮して二重化する設計とする。また，不溶解残渣を水中に懸濁させるために，パルセータ式かくはん装置（圧縮空気の注入により溶液をかくはんするかくはん器）を設置する設計とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
33	リサイクル槽は，溶液のかくはんのために，パルセータ式かくはん装置を設置する設計とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
34	計量補助槽は，必要に応じて計量・調整槽の液量を調節するために，計量・調整槽から溶解液の一部を受け入れる設計とする。また，受け入れた溶解液は，計量前中間貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	清澄・計量設備（許可文中、第4.3-2表、第4.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
18	エンドピース酸洗浄槽は，内部にバスケットを有する構造とする。せん断処理施設のせん断機からエンドピースシュートにてバスケット内部へ装荷したエンドピースは，高温の硝酸を用いて洗浄した後，シュートにてエンドピース水洗浄槽へ排出する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
19	エンドピース水洗浄槽は，エンドピース酸洗浄槽とほぼ同じ構造とする。エンドピース酸洗浄槽から受け入れたエンドピースは，水を用い洗浄した後，シュートにてドラムへ排出する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
20	水バッファ槽は，ハル洗浄槽でハルを洗浄した後の洗浄水やエンドピース水洗浄槽でエンドピースを洗浄した後の洗浄水等を受け入れた後，硝酸調整槽へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
21	硝酸調整槽は，溶解槽で用いる硝酸の濃度を調整するとともに，可溶性中性子吸収材を使用する場合は，可溶性中性子吸収材の濃度を調整する設計とする。調整した硝酸は，硝酸供給槽へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
22	硝酸供給槽は，硝酸調整槽で調整した硝酸を溶解槽へ連続的に供給する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
25	清澄設備は，溶解設備から不溶解残渣を含む溶解液を中継槽に受け入れた後，清澄機に連続供給し，不溶解残渣を分離除去し，清澄した溶解液を計量設備に送り出す設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
26	清澄機で分離した溶解液中の不溶解残渣は，硝酸を用いて洗浄処理した後，洗浄液をリサイクル槽に回収し中継槽に戻す設計する。洗浄後の不溶解残渣は，清澄機からサイホンで不溶解残渣回収槽に排出し，さらに，ポンプにより液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
27	計量設備は，清澄設備で清澄した溶解液を計量前中間貯槽に受け入れた後，計量・調整槽でウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認するとともに計量し，必要であれば調整又は計量補助槽を用いて液量を調節した後，計量後中間貯槽からポンプで分離施設の分離設備へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
28	清澄機は，高速回転するボウルを内部に有する遠心式の装置とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
29	清澄機は，中継槽から受け入れた溶解液を，清澄機のボウル内に供給して，溶解液中の不溶解残渣を高速回転で遠心力によりボウル内面に捕集し，清澄後の溶解液を計量前中間貯槽に移送する。所定量の溶解液を清澄処理後，ボウル内面に捕集した不溶解残渣を低速回転で硝酸を用い洗浄処理し，洗浄液をリサイクル槽に移送した後，不溶解残渣は水を用いて不溶解残渣回収槽に排出する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
30	これら洗浄用の硝酸及び水が使用不能となった場合に対処するため，予備の硝酸を供給する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
31	なお，清澄機は，その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系から回転軸の軸封用の空気を供給する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
32	不溶解残渣回収槽は，受入れ用配管を閉塞等の可能性を考慮して二重化する設計とする。また，不溶解残渣を水中に懸濁させるために，パルセータ式かくはん装置（圧縮空気の注入により溶液をかくはんするかくはん器）を設置する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
33	リサイクル槽は，溶液のかくはんのために，パルセータ式かくはん装置を設置する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
34	計量補助槽は，必要に応じて計量・調整槽の液量を調節するために，計量・調整槽から溶解液の一部を受け入れる設計とする。また，受け入れた溶解液は，計量前中間貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請区分の展開
（第三十八条：臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	施工関係事項	第1ループ 添付書類 構成	第1ループ 添付書類 説明内容	第2ループ（貯蔵槽冷用） 説明対象	第2ループ（貯蔵槽冷用） 申請対象設備（２項変更２）	第2ループ（貯蔵槽冷用） 仕様表	第2ループ（貯蔵槽冷用） 添付書類	第2ループ（貯蔵槽冷用） 添付書類における記載	第2ループ（主要４類型（施設共用） 説明対象	第2ループ（主要４類型（施設共用） 申請対象設備（１項変更２）	第2ループ（主要４類型（施設共用） 申請対象設備（２項変更２）	第2ループ（主要４類型（施設共用） 仕様表	第2ループ（主要４類型（施設共用） 添付書類	第2ループ（主要４類型（施設共用） 添付書類における記載	第3ループ 説明対象	第3ループ 申請対象設備（１項変更２）	第3ループ 申請対象設備（２項変更２）	第3ループ 申請対象設備（初設工認２）（第2ハーヴィ ラテ ィ 4種に係る解釈）	第3ループ 申請対象設備（海洋放出管切り離し工事）	第3ループ 仕様表	第3ループ 添付書類	第3ループ 添付書類における記載
2	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系は、代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の配管、代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の配管（設計基準対象の施設と兼用する海水設備の配管）が安全に設計基準対象の施設と兼用する海水系の配管と兼用する海水設備の配管と兼用する圧縮空気設備（圧力を安全に確保する可能な圧縮一次ホウ化窒素供給装置を常設重大事故等対応設備として使用する。）、及び圧縮空気設備（可燃性ガス濃度制御系圧縮空気設備）（以下「圧縮空気設備」という。）を常設重大事故等対応設備として使用する。 安全保護回路の一部であるA代替可燃性中性子吸収材緊急挿入回路（以下「A回路」という。）は、重大事故等対応設備として記載する。 A回路は、A代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の配管、A代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の配管（設計基準対象の施設と兼用する海水設備の配管）、A代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の圧縮空気設備（可燃性ガス濃度制御系圧縮空気設備を常設重大事故等対応設備として使用する。）、A安全保護回路（以下「A回路」という。）、第２章 ５．１ 電気設備に記載する。 A代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系は、代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の配管（設計基準対象の施設と兼用する海水系の配管）、A代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の圧縮空気設備（可燃性ガス濃度制御系圧縮空気設備）、A代替可燃性中性子吸収材緊急挿入回路（以下「A回路」という。）、第２章 ５．１ 電気設備に記載する。	設計方針（設備構成）	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系 A代替可燃性中性子吸収材緊急挿入回路 A安全保護回路 電気設備	設計方針（設備構成）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-2-3 系統図	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の系統構成や設備仕様を説明する。	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条：臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可搬性中性子吸収材緊急挿入）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	施設事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回：					第２０ｋ（貯蔵容器用）						第２０ｋ（１号４類：「施設共用」）						第３ｋｊ							
							説明対象	申請対象設備（２項変更分）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更分）	申請対象設備（２項変更分）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更分）	申請対象設備（２項変更分）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更分）	申請対象設備（２項変更分）	申請対象設備（別設工認分：第2ユーティリティ棟に係る解釈）	申請対象設備（別設工認分：廃棄物処理切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	代替可搬性中性子吸収材緊急挿入は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求②	代替可搬性中性子吸収材緊急挿入	設計方針（試験・検査）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 ニ．重大事故等対処設備 ニ．６　試験・検査性 ニ．６．１　基本方針 （２）　試験・検査性	【ニ．６　試験・検査性　ニ．６．１　基本方針（２）試験・検査性】 重大事故等対応設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	代替可搬性中性子吸収材緊急挿入	－	【ニ．６　試験・検査性　ニ．６．１　基本方針　（２）　試験・検査性】 重大事故等対応設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
25	性能確認においては、代替可搬性中性子吸収材緊急挿入設備設置からの復旧による代替可搬性中性子吸収材緊急挿入並の中の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求②	代替可搬性中性子吸収材緊急挿入	設計方針（試験・検査）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	代替可搬性中性子吸収材緊急挿入	－			－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について…
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請区分の展開
（第三十八条 臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故等可搬性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求規制	主な設備	施設事項	第1ループ（貯蔵槽冷用） 添付書類 構成	第1ループ（貯蔵槽冷用） 添付書類 説明内容	第2ループ（貯蔵槽冷用） 説明対象	第2ループ（貯蔵槽冷用） 申請対象設備（２項変更分）	第2ループ（貯蔵槽冷用） 仕様表	第2ループ（貯蔵槽冷用） 添付書類	第2ループ（貯蔵槽冷用） 添付書類における記載	第2ループ（貯蔵槽冷用） 説明対象	第2ループ（貯蔵槽冷用） 申請対象設備（１項変更分）	第2ループ（貯蔵槽冷用） 申請対象設備（２項変更分）	第2ループ（貯蔵槽冷用） 仕様表	第2ループ（貯蔵槽冷用） 添付書類	第2ループ（貯蔵槽冷用） 添付書類における記載	第3ループ（第1ループ、第2ループ、第4類以外） 説明対象	第3ループ（第1ループ、第2ループ、第4類以外） 申請対象設備（１項変更分）	第3ループ（第1ループ、第2ループ、第4類以外） 申請対象設備（２項変更分）	第3ループ（第1ループ、第2ループ、第4類以外） 申請対象設備（初設工認分：第2ハーヴィタ7ヌ（種類に係る類））	第3ループ（第1ループ、第2ループ、第4類以外） 申請対象設備（海洋放出管切り離し工事）	第3ループ（第1ループ、第2ループ、第4類以外） 仕様表	第3ループ（第1ループ、第2ループ、第4類以外） 添付書類	第3ループ（第1ループ、第2ループ、第4類以外） 添付書類における記載
27	重大事故等可搬性中性子吸収材供給は、重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽、重大事故等可搬性中性子吸収材供給ポンプ(重大事故等可搬性中性子吸収材供給配管・弁を含む)及び重大事故等の発生に際して臨界事故が発生を防止する機器で構成し、未臨界に移行し、及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①②	重大事故等可搬性中性子吸収材供給系	設計方針（設備構成）	V1-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V1-2-3 系統図	【V1-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	重大事故等可搬性中性子吸収材供給系	－	V1-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V1-2-3 系統図	【V1-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
28	安全保護回路の一部である重大事故等可搬性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付ける。 工程計装設備の一部を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 設計基準対象の施設と兼用する工程計装設備の一部である一般工程計装設備は、常設重大事故等対処設備の一部である安全保護回路を常設重大事故等対処設備として位置付ける。 安全保護回路については「1 1-1 第2章 4.2.3 重大事故等可搬性中性子吸収材供給回路」に、工程計装設備については「1 1-1 第2章 4.2.1 計装設備」に、電気設備については「1 1-1 第2章 7.1 電気設備」に示す。	機能要求②	重大事故等可搬性中性子吸収材供給回路 計装設備 電気設備	設計方針（設備構成）	V1-1-1-1 電気設備に関する説明書 V1-1-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 1. 設計の詳細設計 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対応するための電気設備	【1.3 重大事故等対処設備に関する計装】 ・重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【1.6 安全保護回路】 安全保護回路について説明する。 【1.5 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対応するための電気設備】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対応に必要な電気設備の基本方針、系統を示す。	○	－	電気設備	－	V1-1-5-1 電気設備に関する説明書 V1-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 1. 設計の詳細設計 1.5 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対応に必要な電気設備の基本方針、系統を示す。	－	【1.3 重大事故等対処設備に関する計装】 ・重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【1.6 安全保護回路】 安全保護回路について説明する。 【1.5 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対応に必要な電気設備の基本方針、系統を示す。	○	－	重大事故等可搬性中性子吸収材供給回路 計装設備	－	－	－	V1-1-2-1 計測装置の構成に関する説明書 1. 重大事故等対処設備 1.3 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 ・重大事故等への対応に必要なパラメータの計測又は推定 ・◆ 安全保護回路	【1.3 重大事故等対処設備に関する計装】 ・重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【1.6 安全保護回路】 安全保護回路について説明する。
29	重大事故等可搬性中性子吸収材供給は、重大事故等可搬性中性子吸収材供給回路が臨界事故等用照射機構出源において臨界事故の発生を判定した場合に、臨界事故が発生した機器に対して可搬性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。	機能要求②	【初期現場設】 ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ホウ素濃度計) ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系(ハンドピース酸洗浄機用) ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハンドピース酸洗浄機用) ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハヘル洗浄機用) ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハンドピース酸洗浄機用) ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハヘル洗浄機用) ・ハンドピース酸洗浄機 ・ハヘル洗浄機	設計方針	V1-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V1-2-3 系統図 V1-2-4 配置図 V1-2-5 構造図	【V1-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。	○	－	【初期現場設】 ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ホウ素濃度計) ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系(ハンドピース酸洗浄機用) ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハンドピース酸洗浄機用) ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハヘル洗浄機用) ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハンドピース酸洗浄機用) ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハヘル洗浄機用) ・ハンドピース酸洗浄機 ・ハヘル洗浄機	(配管) ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は角形・厚さ ・主要材料 (主要弁) ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は角形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方式） (容器) ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は角形・厚さ ・主要材料	V1-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V1-2-3 系統図 V1-2-4 配置図 V1-2-5 構造図	【V1-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
30	重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽には、未臨界に移行するために必要な可搬性中性子吸収材を内包できる設計とする。	機能要求②	【初期現場設】 ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハンドピース酸洗浄機用) ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハヘル洗浄機用)	設計方針			○	－	【初期現場設】 ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハンドピース酸洗浄機用) ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽(ハヘル洗浄機用)	(容器) ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は角形・厚さ ・主要材料			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	重大事故等可搬性中性子吸収材供給は、重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽が臨界事故等用照射機構出源において臨界事故の発生を判定した場合を除き、通常は、ポンプ及び配管・弁を含む一部を除いて、臨界事故に備えて、通常は、臨界事故に備えて、通常は、臨界事故に備えて、通常は

第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
2	代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタ並びに設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮設備の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器で構成し，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備	基本方針	–	–	–	–	–	–	–
					–	–	–	–	–	–	–
3	代替所内電気設備の一部である重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。 計装設備の一部，代替試料分析関係設備の一部，代替モニタリング設備の一部，代替電源設備の一部である前処理建屋可搬型発電機等，代替所内電気設備の一部である可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。 設計基準対象の施設と兼用する放射線監視設備の一部及び試料分析関係設備の一部を常設重大事故等対処設備として使用する。 計装設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　4.2.1　計装設備」に，主排気筒については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　5.1.1.5　主排気筒」に，試料分析関係設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6.3　試料分析関係設備」に，代替試料分析関係設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6.4　代替試料分析関係設備」に，放射線監視設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第2章　6.1　放射線監視設備」に，代替モニタリング設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6.2　代替モニタリング設備」に，代替電源設備及び代替所内電気設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.1　電気設備」に，補機駆動用燃料補給設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.12　補機駆動用燃料補給設備」に示す。	機能要求①	計装設備 主排気筒 試料分析関係設備 代替試料分析関係設備 放射線監視設備 代替モニタリング設備 代替電源設備 代替所内電気設備 補機駆動用燃料補給設備	設計方針 （設備構成）	–	–	–	–	–	–	–
					–	–	–	–	–	–	–
4	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。	機能要求②	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○水封安全器 ○セル導出ユニットフィルタ ○凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○可搬型建屋内ホース ○可搬型ダクト ○可搬型配管 ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・プルトニウム溶液受槽（分配設備） ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・プルトニウム溶液供給槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽（プルトニウム精製設備） ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽	設計方針	–	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
2	代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタ並びに設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮設備の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器で構成し，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
3	代替所内電気設備の一部である重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。 計装設備の一部，代替試料分析関係設備の一部，代替モニタリング設備の一部，代替電源設備の一部である前処理建屋可搬型発電機等，代替所内電気設備の一部である可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。 設計基準対象の施設と兼用する放射線監視設備の一部及び試料分析関係設備の一部を常設重大事故等対処設備として使用する。 計装設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　4.2.1　計装設備」に，主排気筒については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　5.1.1.5　主排気筒」に，試料分析関係設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6.3　試料分析関係設備」に，代替試料分析関係設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6.4　代替試料分析関係設備」に，放射線監視設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第2章　6.1　放射線監視設備」に，代替モニタリング設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6.2　代替モニタリング設備」に，代替電源設備及び代替所内電気設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.1　電気設備」に，補機駆動用燃料補給設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.12　補機駆動用燃料補給設備」に示す。	機能要求①	○	－	代替電源設備 代替所内電気設備	－	△	－	補機駆動用燃料補給設備 計装設備 代替試料分析関係設備 代替モニタリング設備 代替電源設備 代替所内電気設備 放射線監視設備 試料分析関係設備	－	－	－
4	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。	機能要求②	○	－	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○水封安全器 ○セル導出ユニットフィルタ ○凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○可搬型建屋内ホース ○可搬型ダクト ○可搬型配管 ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	△	－	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○水封安全器 ○セル導出ユニットフィルタ ○凝縮器 ○予備凝縮器 ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・プルトニウム溶液供給槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽（プルトニウム精製設備） ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
5	前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。	機能要求②	○水封安全器 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	設計方針	－	－	－	－	－	－	－
6	セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。	機能要求②	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○漏えい液受皿 ○第１供給槽 ○第２供給槽 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管	設計方針	－	－	－	－	－	－	－
7	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	機能要求②	○セル導出ユニットフィルタ	設計方針	－	－	－	－	－	－	－
8	セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。	機能要求②	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	設計方針	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
5	前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。	機能要求②	○	－	○水封安全器 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法 ・主要材料	△	－	○水封安全器 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料
6	セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。	機能要求②	○	－	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○漏えい液受皿 ○第１供給槽 ○第２供給槽 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管	〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	△	－	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○漏えい液受け皿 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース	－	－	〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料
7	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	機能要求②	○	－	○セル導出ユニットフィルタ	〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率	△	－	○セル導出ユニットフィルタ	－	－	〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率
8	セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。	機能要求②	○	－	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料	△	－	○凝縮器 ○予備凝縮器	－	－	〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
9	代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながるよう，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに導出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。	機能要求②	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型ダクト ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 ○可搬型デミスタ ○貯槽（項目番号４に示したものと同様） ○主排気筒	設計方針	－	－	－	－	－	－	－
10	代替セル排気系の可搬型排風機は，代替電源設備の可搬型発電機の給電により駆動し，可搬型発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針	－	－	－	－	－	－	－
12	セル導出設備の凝縮器及び予備凝縮器は，設置方向を互いに異なる方向とする設計とすることで，地震に対して同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（多様性，位置的分散）	－	－	－	－	－	－	－
13	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，塔槽類廃ガス処理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁等により隔離することで，塔槽類廃ガス処理設備に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（多様性，位置的分散）	－	－	－	－	－	－	－
14	上記以外の代替換気設備の常設重大事故等対処設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	代替換気設備	設計方針（多様性，位置的分散）	－	－	－	－	－	－	－
15	代替セル排気系の可搬型排風機は，建屋換気設備の排風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可搬型排風機を代替電源設備の可搬型発電機の給電により駆動し，代替電源設備の可搬型発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（多様性，位置的分散）	－	－	－	－	－	－	－
16	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する主排気筒からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替換気設備	設計方針（多様性，位置的分散）	－	－	－	－	－	－	－
17	代替換気設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（悪影響防止）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
9	代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながるよう，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに導出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。	機能要求②	○	－	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型ダクト ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 ○可搬型デミスタ ○貯槽（項目番号４に示したものと同様） ○主排気筒	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 〈ファン〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈主排気筒〉 ・種類 ・個数 ・主要寸法 ・主要材料	△	－	○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型ダクト ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 〈ファン〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料
10	代替セル排気系の可搬型排風機は，代替電源設備の可搬型発電機の給電により駆動し，可搬型発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
12	セル導出設備の凝縮器及び予備凝縮器は，設置方向を互いに異なる方向とする設計とすることで，地震に対して同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
13	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，塔槽類廃ガス処理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁等により隔離することで，塔槽類廃ガス処理設備に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
14	上記以外の代替換気設備の常設重大事故等対処設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
15	代替セル排気系の可搬型排風機は，建屋換気設備の排風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可搬型排風機を代替電源設備の可搬型発電機の給電により駆動し，代替電源設備の可搬型発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，多様性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
16	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する主排気筒からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
17	代替換気設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
18	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（悪影響防止）	－	－	－	－	－	－	－
19	代替セル排気系の可搬型排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（悪影響防止）	－	－	－	－	－	－	－
21	セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素掃気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
22	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○可搬型排風機	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
23	セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数以上を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数以上を確保する設計とする。	設置要求	代替換気設備	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
24	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○可搬型排風機	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
25	セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○セル導出ユニットフィルタ ○可搬型フィルタ	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
26	代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	代替換気設備	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
30	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
32	代替換気設備の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
33	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用すること又は影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
34	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
35	代替換気設備の可搬型排風機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる外部保管エリアの保管庫に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
39	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
40	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすること又は漏えい量を考慮した位置に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
18	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
19	代替セル排気系の可搬型排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
21	セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素掃気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	〈熱交換器〉 ・伝熱面積	△	－	○凝縮器 ○予備凝縮器	－	－	〈熱交換器〉 ・伝熱面積
22	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	○可搬型排風機	〈ファン〉 ・原動機	△	－	○可搬型排風機	－	－	〈ファン〉 ・原動機
23	セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数以上を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数以上を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
24	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	○可搬型排風機	〈ファン〉 ・容量	△	－	○可搬型排風機	－	－	〈ファン〉 ・容量
25	セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	○セル導出ユニットフィルタ ○可搬型フィルタ	〈フィルタ〉 ・容量	△	－	○セル導出ユニットフィルタ ○可搬型フィルタ	－	－	〈フィルタ〉 ・容量
26	代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
30	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
32	代替換気設備の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
33	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用すること又は影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
34	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
35	代替換気設備の可搬型排風機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる外部保管エリアの保管庫に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
39	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
40	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすること又は漏えい量を考慮した位置に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
41	代替換気設備の弁，ダンパ等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
42	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
43	塔槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
44	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，ダンパの手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
45	塔槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
46	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
47	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ，可搬型ダクト等と代替換気設備の常設重大事故等対処設備との接続は，一般的に使用される工具を用いて接続可能なコネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（操作性の確保）	－	－	－	－	－	－	－
48	セル導出設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（操作性の確保）	－	－	－	－	－	－	－
49	代替セル排気系は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（操作性の確保）	－	－	－	－	－	－	－
50	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，容易かつ確実に接続でき，複数の系統が相互に使用することができるよう，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用い，ケーブルはネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（操作性の確保）	－	－	－	－	－	－	－
51	代替セル排気系の可搬型排風機は，再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検，員数確認，性能確認等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（試験・検査）	－	－	－	－	－	－	－
52	代替セル排気系の可搬型排風機は，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（試験・検査）	－	－	－	－	－	－	－
53	代替換気設備の接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備	設計方針（試験・検査）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
41	代替換気設備の弁，ダンパ等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
42	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
43	塔槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
44	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，ダンパの手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
45	塔槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
46	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
47	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ，可搬型ダクト等と代替換気設備の常設重大事故等対処設備との接続は，一般的に使用される工具を用いて接続可能なコネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
48	セル導出設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
49	代替セル排気系は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
50	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，容易かつ確実に接続でき，複数の系統が相互に使用することができるよう，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用い，ケーブルはネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
51	代替セル排気系の可搬型排風機は，再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検，員数確認，性能確認等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
52	代替セル排気系の可搬型排風機は，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－
53	代替換気設備の接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	△	－	代替換気設備	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
4	代替安全冷却水系は，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水配管・弁，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁，冷却水配管・弁（凝縮器），高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水配管・弁，可搬型建屋外ホース，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース，可搬型排水受槽，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車及び運搬車並びに設計基準対象の施設と兼用するその他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）（以下7.4.2.1では「安全冷却水系」という。）の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器で構成し，蒸発乾固の発生の未然防止並びに蒸発乾固が発生した場合において，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を緩和できる設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	基本方針	－	－	－	－	－	－	－
5	水供給設備の一部である第１貯水槽並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。 計装設備の一部，代替試料分析関係設備の一部及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。 計装設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　4.2.1　計装設備」に，代替試料分析関係設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6.4　代替試料分析関係設備」に，水供給設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.3.2.1　水供給設備」に，補機駆動用燃料補給設備については「ⅠⅠ-1　第２章　7.12　補機駆動用燃料補給設備」に示す。	機能要求①	計装設備 代替試料分析関係設備 水供給設備 補機駆動用燃料補給設備	設計方針 （設備構成）	－	－	－	－	－	－	－
6	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽 ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
4	代替安全冷却水系は，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水配管・弁，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁，冷却水配管・弁（凝縮器），高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水配管・弁，可搬型建屋外ホース，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース，可搬型排水受槽，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車及び運搬車並びに設計基準対象の施設と兼用するその他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）（以下7.4.2.1では「安全冷却水系」という。）の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器で構成し，蒸発乾固の発生の未然防止並びに蒸発乾固が発生した場合において，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を緩和できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
5	水供給設備の一部である第１貯水槽並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。 計装設備の一部，代替試料分析関係設備の一部及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。 計装設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　4.2.1　計装設備」に，代替試料分析関係設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6.4　代替試料分析関係設備」に，水供給設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.3.2.1　水供給設備」に，補機駆動用燃料補給設備については「ⅠⅠ-1　第２章　7.12　補機駆動用燃料補給設備」に示す。	機能要求①	○	－	水供給設備	－	△	－	補機駆動用燃料補給設備 計装設備 代替試料分析関係設備	－	－	－
6	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽 ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
7	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	－	－	－	－	－	－	－
8	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	－	－	－	－	－	－	－
9	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
7	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料
8	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料
9	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○可搬型建屋内ホース	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
10	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	—	—	—	—	—	—	—
12	代替安全冷却水系の冷却水給排水配管・弁等は，安全冷却水系と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁等により隔離することで，安全冷却水系に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（多様性，位置的分散等）	—	—	—	—	—	—	—
13	上記以外の代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備の内部ループ配管・弁等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（多様性，位置的分散等）	—	—	—	—	—	—	—
14	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，安全冷却水系と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，電気駆動である安全冷却水系の冷却水循環ポンプ及び内部ループの冷却水を循環するためのポンプと異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し，必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，安全冷却水系に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（多様性，位置的分散等）	—	—	—	—	—	—	—
15	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプを使用した水の供給は，水供給設備の第１貯水槽を水源とすることで，大気を最終ヒートシンクとする安全冷却水系に対して異なるヒートシンクを有する設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（多様性，位置的分散等）	—	—	—	—	—	—	—
16	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，建屋外に設置することで，独立性を有する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（多様性，位置的分散等）	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
10	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－								
					○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料
12	代替安全冷却水系の冷却水給排水配管・弁等は，安全冷却水系と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁等により隔離することで，安全冷却水系に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
13	上記以外の代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備の内部ループ配管・弁等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
14	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，安全冷却水系と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，電気駆動である安全冷却水系の冷却水循環ポンプ及び内部ループの冷却水を循環するためのポンプと異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し，必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，安全冷却水系に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	－	－	－	－
15	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプを使用した水の供給は，水供給設備の第１貯水槽を水源とすることで，大気を最終ヒートシンクとする安全冷却水系に対して異なるヒートシンクを有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
16	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，建屋外に設置することで，独立性を有する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
17	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽，可搬型建屋外ホース等は，安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する安全冷却水系の冷却塔からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（多様性，位置的分散等）	－	－	－	－	－	－	－
18	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する安全冷却水系の冷却塔からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（多様性，位置的分散等）	－	－	－	－	－	－	－
19	建屋の外から水を供給する代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，機器注水配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁等の常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（多様性，位置的分散等）	－	－	－	－	－	－	－
20	一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	機能要求② 設置要求	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
21	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（悪影響防止）	－	－	－	－	－	－	－
22	代替安全冷却水系の機器注水配管・弁等は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（悪影響防止）	－	－	－	－	－	－	－
23	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（悪影響防止）	－	－	－	－	－	－	－
25	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型中型移送ポンプ	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
17	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽，可搬型建屋外ホース等は，安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する安全冷却水系の冷却塔からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
18	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する安全冷却水系の冷却塔からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
19	建屋の外から水を供給する代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，機器注水配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁等の常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
20	一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	機能要求②	○	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	〈主配管〉 ・外径・厚さ	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	－	－	〈主配管〉 ・外径・厚さ
21	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
22	代替安全冷却水系の機器注水配管・弁等は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
23	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	－	－	－	－
25	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量	△	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
26	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型排水受槽	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
27	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施する場合に必要な給水流量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	可搬型中型移送ポンプ	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
28	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，同時に発生する可能性のある事故への対処も含めて必要な容量を確保する設計とする。	機能要求②	可搬型中型移送ポンプ	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
29	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	可搬型排水受槽	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
30	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホースのうち，内部ループへの通水，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水に使用する可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
31	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，安全冷却水系の冷却機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
32	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の運搬車は，可搬型建屋外ホース及び可搬型排水受槽を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
33	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
34	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の可搬型中型移送ポンプ運搬車は，可搬型中型移送ポンプを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
26	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	可搬型排水受槽	〈容器〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
27	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施する場合に必要な給水流量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
28	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，同時に発生する可能性のある事故への対処も含めて必要な容量を確保する設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
29	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型排水受槽	〈容器〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
30	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホースのうち，内部ループへの通水，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水に使用する可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
31	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，安全冷却水系の冷却機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
32	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の運搬車は，可搬型建屋外ホース及び可搬型排水受槽を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	－	－	－	－
33	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	－	－	－	－
34	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の可搬型中型移送ポンプ運搬車は，可搬型中型移送ポンプを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
38	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
39	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
40	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用すること又は影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
41	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
45	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
46	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
47	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
48	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすること又は漏えい量を考慮した位置に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
49	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁の弁等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
50	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
38	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
39	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
40	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用すること又は影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
41	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
45	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
46	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
47	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
48	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすること又は漏えい量を考慮した位置に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
49	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁の弁等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
50	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
51	安全冷却水系から代替安全冷却水系への切替えは，弁等の手動操作と可搬型建屋内ホース等による給排水経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針(環境条件等)	—	—	—	—	—	—	—
52	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備との接続は，コネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針(操作性の確保)	—	—	—	—	—	—	—
53	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，機器注水配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁及び冷却水配管・弁（凝縮器）との接続口は，コネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに容易かつ確実に接続できる設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針(操作性の確保)	—	—	—	—	—	—	—
54	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁及び冷却水配管・弁（凝縮器）は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針(操作性の確保)	—	—	—	—	—	—	—
55	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等は，容易かつ確実に接続でき，複数の系統が相互に使用することができるよう，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針(操作性の確保)	—	—	—	—	—	—	—
56	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針(試験・検査性)	—	—	—	—	—	—	—
57	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針(試験・検査性)	—	—	—	—	—	—	—
58	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプを使用した内部ループへの通水等の接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針(試験・検査性)	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
51	安全冷却水系から代替安全冷却水系への切替えは，弁等の手動操作と可搬型建屋内ホース等による給排水経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
52	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備との接続は，コネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
53	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，機器注水配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁及び冷却水配管・弁（凝縮器）との接続口は，コネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに容易かつ確実に接続できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
54	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁及び冷却水配管・弁（凝縮器）は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
55	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等は，容易かつ確実に接続でき，複数の系統が相互に使用することができるよう，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
56	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	－	－	－	－
57	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	－	－	－	－
58	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプを使用した内部ループへの通水等の接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

（２）共通09　別紙２一覧

機能要求②抜粋

第４条：核燃料物質の臨界防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
2	また，単一ユニットの臨界安全設計に当たり，これらの管理に対して適切な臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値（以下「核的制限値」という。）を設定する。	機能要求②	以下の設備の臨界安全管理表に記載されている機器 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） 燃料供給設備 せん断処理設備 溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン脱硝設備（ウラン脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（焙焼・還元系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 分析設備 臨界防止に係る以下の設備 計測制御設備（安全上重要な施設及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設） 分離設備（主要弁）	設計方針（単一ユニットの臨界安全設計）	－	－	－	－	－	－	－
3	核的制限値の設定に当たっては，取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状，カドミウム，ほう素及びガドリニウムの中性子の吸収効果，酸化物中の水分濃度，パケット中のペレット間隔及び水の密度による減速条件及び構造材の反射条件に関し，工程及びユニットの設置環境，使用済燃料の仕様も含めて，それぞれの想定される状態の変動の範囲において，中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差も含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求②		評価条件（単一ユニットの核的制限値の設定条件） 評価方法（単一ユニットの未臨界評価）	－	－	－	－	－	－	－
7	また，複数ユニットの臨界安全設計に当たり，単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し，直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置，間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置，中性子吸収材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。	機能要求②	以下の設備の臨界安全管理表に記載されている機器 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） 溶解設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン脱硝設備（ウラン脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 分析設備	設計方針（複数ユニットの臨界安全設計）	－	－	－	－	－	－	－
8	核的制限値の設定に当たっては，単一ユニット相互間の中性子の吸収効果，減速条件及び反射条件に関し，核燃料物質移動時の核燃料物質の落下，転倒及び接近の可能性も踏まえ，それぞれの想定される変動の範囲において，反応度が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差を含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求②		評価条件（複数ユニットの核的制限値の設定条件） 評価方法（複数ユニットの未臨界評価）	－	－	－	－	－	－	－
10	複数ユニットの核的制限値の維持については，十分な構造強度をもつ構造材を使用し固定する設計とする。	機能要求②		設計方針（複数ユニットの臨界安全設計）	－	－	－	－	－	－	－
12	臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器へ溶液を連続的に移送する場合については，計測制御系統施設の放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。	設置要求 機能要求②	分配設備（主要弁） プルトニウム精製設備（主要弁） 計測制御設備（分配設備　プルトニウム洗浄器中性子検出器，プルトニウム洗浄器アルファ線検出器，プルトニウム精製設備　プルトニウム洗浄器アルファ線検出器，プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路） 安全保護回路（分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路）	設計方針（臨界安全管理対象外機器への溶液の連続移送時における放射線検出器による連続濃度監視）	－	－	－	－	－	－	－
13	設計基準事故として臨界が発生した場合にも，その影響を緩和できるよう，臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に，従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には，臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	放射線監視設備（屋内モニタリング設備）（臨界警報装置）	設計方針（臨界警報装置の設置）	－	－	－	－	－	－	－
14	臨界管理上重要な施設である溶解施設の溶解槽は，万一，臨界が発生した場合においても，可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により，自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。	機能要求① 機能要求②	溶解設備（溶解槽，可溶性中性子吸収材緊急供給槽，主要弁，主配管） 計測制御設備（溶解槽 放射線レベル計） 安全保護回路（可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路）	設計方針（溶解槽における可溶性中性子吸収材緊急供給系の設計）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
2	また，単一ユニットの臨界安全設計に当たり，これらの管理に対して適切な臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値（以下「核的制限値」という。）を設定する。	機能要求②	△	－	基本方針	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜搬送設備（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜ポンプ（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜核物質等取扱ボックス（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜主要弁＞ ・駆動方式（方法）	△	基本方針	基本方針	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜搬送設備（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜ポンプ（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜核物質等取扱ボックス（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値
3	核的制限値の設定に当たっては，取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状，カドミウム，ほう素及びガドリニウムの中性子の吸収効果，酸化物中の水分濃度，パケット中のペレット間隔及び水の密度による減速条件及び構造材の反射条件に関し，工程及びユニットの設置環境，使用済燃料の仕様も含めて，それぞれの想定される状態の変動の範囲において，中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差も含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求②	△	－			△			－	－	
7	また，複数ユニットの臨界安全設計に当たり，単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し，直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置，間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置，中性子吸収材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。	機能要求②	△	－	基本方針	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等）	△	基本方針	基本方針	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等）
8	核的制限値の設定に当たっては，単一ユニット相互間の中性子の吸収効果，減速条件及び反射条件に関し，核燃料物質移動時の核燃料物質の落下，転倒及び接近の可能性も踏まえ，それぞれの想定される変動の範囲において，反応度が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差を含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求②	△	－			△			－	－	
10	複数ユニットの核的制限値の維持については，十分な構造強度をもつ構造材を使用し固定する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜容器（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・主要材料	△	基本方針	基本方針	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜容器（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・主要材料
12	臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器へ溶液を連続的に移送する場合については，計測制御系統施設の放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。	設置要求 機能要求②	△	－	基本方針	＜主要弁＞ ・駆動方式（方法）	△	－	基本方針	－	－	＜主要弁＞ ・駆動方式（方法） ＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値
13	設計基準事故として臨界が発生した場合にも，その影響を緩和できるよう，臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に，従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には，臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲
14	臨界管理上重要な施設である溶解施設の溶解槽は，万一，臨界が発生した場合においても，可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により，自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	基本方針	＜容器＞ ・容量 ＜主要弁＞ ・駆動方式（方法） ＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・主要材料	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第10条：閉じ込めの機能

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
1	第1章共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　閉じ込め 安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	設置要求 機能要求①	・使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備，燃料取出し準備設備，燃料取出し設備，使用済燃料輸送容器返却準備設備，使用済燃料輸送容器保守設備） ・使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備，燃料貯蔵設備，燃料送出し設備，プール水冷却系，プール水浄化系，補給水設備） ・燃料供給設備 ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，蒸発濃縮系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） ・酸回収設備（第１酸回収系，第２酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系，プルトニウム精製系，ウラン精製系，溶媒処理系） ・ウラン酸化物貯蔵設備 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ・安全上重要な施設の計測制御設備及び安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），溶媒処理廃ガス処理系，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃ガス処理系，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋），チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備，分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，前処理建屋排気系，分離建屋給気系，分離建屋排気系，精製建屋給気系，精製建屋排気系，ウラン脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系，第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系，低レベル廃液処理建屋排気系，低レベル廃棄物処理建屋排気系，ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系，分析建屋排気系，北換気筒，低レベル廃棄物処理建屋換気筒） ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，アルカリ廃液濃縮系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，第2低レベル廃液処理系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，油分除去系，海洋放出管理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系，雑固体廃棄物処理系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系） ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系，第１貯蔵系，第２貯蔵系） ・出入管理関係設備（汚染管理設備） ・電気設備（受電開閉設備．変圧器，所内高圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用交流電源設備，照明及び作業用電源設備，ケーブル及び電路） ・一般圧縮空気系 ・給水処理設備 ・一般冷却水系 ・安全冷却水系 ・一般蒸気系 ・安全蒸気系 ・分析設備 ・化学薬品貯蔵供給設備（化学薬品貯蔵供給系） 上記の放射性物質を収納する設備及び閉じ込め関連機器	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	△	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
1	第1章共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　　閉じ込め 　安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	設置要求 機能要求①	△	基本方針	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
1	第1章共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　　閉じ込め 　安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	機能要求②	上記の設備のうち、放射性物質を内包又は取り扱う主要な系統及び機器並びに上記換気設備の主要な系統及び機器	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	△	基本方針	基本方針	－
6	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求② 評価要求	・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ・酸回収設備（第１酸回収系，第２酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系，プルトニウム精製系，ウラン精製系，溶媒処理系） ・計測制御設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，アルカリ廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第１低レベル廃液処理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系） ・分析設備 上記の設備のうち、セル等からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿，漏えい検知装置 回収が重力流による場合：漏えい液受皿，漏えいを検知するための設備及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管 ※セル等に設置する漏えい液回収に係る系統及び機器のうち、漏えいした液が沸騰又は爆発のおそれあるセルの漏えい液回収に係る系統及び機器については，項目番号8に記載する。 ※通常運転状態で臨界のおそれがあるプルトニウムを液体を受ける漏えい液受皿及び検知計は項目番号9で記載する。 ※連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合に設置する漏えい液受皿及び漏えい検知装置は，項目番号10で記載する。	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力） 評価条件評価（漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力） 評価（漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力）	△	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
1	第1章共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　　閉じ込め 　安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	機能要求②	△	基本方針	基本方針	〈容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・容量 〈運搬・製品容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈熱交換器〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈核燃料取扱ボックス〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈機械装置〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈ファン〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・効率 ・容量 〈建物・構築物　〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈主要弁〉 ・主要材料 ・主要寸法	△	基本方針	基本方針	－	－	〈容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・容量 〈運搬・製品容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈熱交換器〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈核燃料取扱ボックス〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈機械装置〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈ファン〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・効率 ・容量 〈ろ過装置〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈建物・構築物　〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈主要弁〉 ・主要材料 ・主要寸法
6	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	△	－	基本方針	－	－	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し，万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいを検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求② 評価要求	・使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・ウラン精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入系，蒸発濃縮系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・酸回収設備（第1酸回収系，第2酸回収系） ・溶媒回収設備（プルトニウム精製系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・高レベル廃液処理設備（アルカリ濃縮廃液貯蔵系，高レベル濃縮廃液貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，海洋放出管理系） ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系，廃樹脂貯蔵系，ハル・エンドピース貯蔵系） ・分析設備 上記の設備のうち、室に設置している漏えい液受皿からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿，漏えいを検知するための設備 回収が重力流による場合：漏えい液受皿，漏えいを検知するための設備及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件評価（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
8	漏えいした液の発熱量が大きく，沸騰のおそれがあるか又はＴＢＰ，ｎ－ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がｎ－ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については，漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し，万一外部電源が喪失した場合でも，漏えいした液を確実に移送するために，スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は，その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に，ポンプを使用する場合の電源は，非常用所内電源系統に接続する設計とする。また，ポンプは，多重化するか，万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。	機能要求② 評価要求	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分離建屋一時貯留設備 ・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・計測制御設備 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・電気設備（受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ケーブル及び電線路） ・安全蒸気系 上記の設備のうち，沸騰のおそれがある又はｎ－ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等に設置している漏えい液受皿，回収系統及びその支援設備 漏えい液受皿，漏えい検知装置，漏えい液受皿から回収貯槽までの配管，ポンプ，ポンプで回収する場合はポンプへ給電する非常用電源系統，スチームジェットポンプで回収する場合はスチームジェットポンプ及び安全蒸気を対象とする。希釈が必要な場合は，希釈液の供給も含める。	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件評価（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
9	精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には，通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から，万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。	機能要求② 評価要求	・プルトニウム精製設備 ・精製施設一時貯留設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） 上記の設備のうち，臨界防止として，全濃度臨界形状寸法管理を行っている漏えい液受皿	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件評価（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
10	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し，万一漏えいした場合には，漏えいを確実に検知し移送する設計とする。	機能要求② 評価要求	・プルトニウム精製設備 ・計測制御設備 上記の設備のうち、連続移送配管から漏えいした未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない漏えい液受皿，漏えい検知装置並びにその最終回収先貯槽までのポンプ及び配管	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件評価（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し，万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいを検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 主要材料 主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	△	基本方針	基本方針	－	－	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 主要材料 主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値
8	漏えいした液の発熱量が大きく，沸騰のおそれがあるか又はＴＢＰ，ｎ－ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がｎ－ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については，漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し，万一外部電源が喪失した場合でも，漏えいした液を確実に移送するために，スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は，その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に，ポンプを使用する場合の電源は，非常用所内電源系統に接続する設計とする。また，ポンプは，多重化するか，万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	＜ポンプ〉 ・揚程又は吐出圧力 ・容量 ・原動機 〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	△	－	基本方針	－	－	＜ポンプ〉 ・揚程又は吐出圧力 ・容量 ・原動機 〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値
9	精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には，通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から，万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ	△	－	基本方針	－	－	〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ
10	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し，万一漏えいした場合には，漏えいを確実に検知し移送する設計とする。	機能要求② 評価要求	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	〈ポンプ〉 ・吐出圧力又は揚程 ・容量 ・原動機 〈漏えい液受皿〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
12	熱媒を流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は，熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン精製設備 ・ウラン脱硝設備（蒸発濃縮系） ・酸回収設備（第２酸回収系） ・溶媒処理設備（溶媒処理系） ・一般冷却水系 ・安全冷却水系 ・一般蒸気系 ・上記の設備のうち、管理区域内に熱媒を供給する設備（内部ループ）及びその経路上に設置している計測制御設備	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
14	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，原則として，気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち，それぞれの気圧は，原則として，建屋，セル等，系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は，放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに，フィルタ，洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後，主排気筒若しくは北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。	機能要求②	・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・主排気筒 ・電気設備（受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ケーブル及び電線路） 上記の設備のうち、主要な系統及び機器並びに排風機に電気を供給する電気設備	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
15	設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持，漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求②	・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（前処理建屋排気系，分離建屋給気閉止ダンパ，分離建屋排気系，精製建屋給気閉止ダンパ，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・主排気筒 ・電気設備（受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ケーブル及び電線路） 上記の設備のうち、主要な系統及び機器並びに排風機に電気を供給する電気設備	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
16	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器並びにセル等及びこれらを収納する建屋は，気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち，それぞれの気圧は，建屋，セル等，系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。	機能要求②	・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋）塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），溶媒処理廃ガス処理系，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋），チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備，分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系，第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系，低レベル廃液処理建屋排気系，低レベル廃棄物処理建屋排気系，ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系，分析建屋排気系，北換気筒，低レベル廃棄物処理建屋換気筒） ・主排気筒 上記の設備のうち、主要な系統及び機器	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
12	熱媒を流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は，熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	基本方針	〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	△	－	基本方針	－	－	〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値
14	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，原則として，気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち，それぞれの気圧は，原則として，建屋，セル等，系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は，放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに，フィルタ，洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後，主排気筒若しくは北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 容量 原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈排気筒〉 ・主要材料 ・主要寸法	△	－	基本方針	－	－	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 容量 原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈排気筒〉 ・主要材料 ・主要寸法
15	設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持，漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料 ＜主要弁＞ ・閉止時間 ・駆動方式 ・主要寸法 ・主要材料	△	－	基本方針	－	－	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料 ＜主要弁＞ ・閉止時間 ・駆動方式 ・主要寸法 ・主要材料
16	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器並びにセル等及びこれらを収納する建屋は，気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち，それぞれの気圧は，建屋，セル等，系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。	機能要求②	△	基本方針	基本方針	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 容量 原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料	△	基本方針	基本方針	－	－	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 容量 原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表
17	プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは，給気口及び排気口を除き，密閉することができる設計とする。	機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） 上記の設備のプルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックス	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
18	密封されていない放射性物質を取り扱うフードは，開口部の風速を適切に維持する設計とする。	機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ・換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，分析建屋排気系，北換気筒） ・主排気筒 ・分析設備 上記の設備のうち、フード，フードから主排気筒又は北換気筒までの系統及び機器及び排気筒	設計方針（閉じ込め）	△	基本方針	－	－	－	－	－
19	再処理施設は，使用済燃料及びその溶解液，放射性廃棄物並びにＭＯＸ粉末の貯蔵，処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・安全冷却水系 上記設備のうち、事業許可添六第９．５－２表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器へ冷却水を供給する系統及び機器（冷却塔，ポンプ，熱交換器，容器） ・使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備のうち使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫 ・燃料取出し設備のうち燃料取出しピット及び燃料仮置きピット ・燃料移送設備のうち燃料移送水路 ・燃料貯蔵設備のうち燃料貯蔵プール及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット ・燃料送出し設備のうち燃料送出しピット ・プール水冷却系及び補給水設備の主要な系統及び機器 ・せん断処理設備のせん断機 ・計測制御設備 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備 貯蔵室からの排気系 ・高レベル廃液ガラス固化設備の貯蔵ピット，冷却空気入口シャフト，冷却空気出口シャフト	設計方針（崩壊熱除去） 評価条件（崩壊熱除去） 評価方法（崩壊熱除去） 評価（崩壊熱除去）	△	基本方針	〈冷却塔〉 ・伝熱面積 ・容量	－	－	－	－
21	液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には，堰を設置することにより，液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 上記の建屋において、施設外に通じる出入口若しくはその周辺部に設置している液体状の放射性物質の施設外への漏えいを防止する堰	設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	△	基本方針	－	－△	－低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第１貯蔵系）	基本方針	＜建物・構築物＞ ・主要材料 ・主要寸法

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
17	プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは，給気口及び排気口を除き，密閉することができる設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	〈核物質取扱ボックス〉 ・漏えい率	△	－	基本方針	－	－	〈核物質取扱ボックス〉 ・漏えい率
18	密封されていない放射性物質を取り扱うフードは，開口部の風速を適切に維持する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	〈核物質取扱ボックス〉 ・開口部風速 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要寸法	△	基本設計方針	基本方針	－	－	〈核物質取扱ボックス〉 ・開口部風速 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要寸法
19	再処理施設は，使用済燃料及びその溶解液，放射性廃棄物並びにＭＯＸ粉末の貯蔵，処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	〈容器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈冷却塔／冷凍機〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈熱交換器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈ポンプ〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機 〈建物・構築物〉 ・主要材料 ・主要寸法	△	基本方針	基本方針	－	－	〈保管・廃棄エリア〉 ・容量 ・主要寸法 〈容器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈熱交換器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈ポンプ〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機 〈主要弁〉 ・閉止時間 ・駆動方式 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 〈インターロック〉 ・検出器の種類 ・設定値 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈冷却塔／冷凍機〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機
21	液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には，堰を設置することにより，液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	〈建物・構築物〉 ・主要材料 ・主要寸法	△	－	基本方針	－	－	〈建物・構築物〉 ・主要材料 ・主要寸法

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第11条・第35条：火災等による損傷の防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
25	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は，化学的制限値（ｎ－ドデカンの引火点74℃）を設定し，化学的制限値を超えて加温することがないように，溶液の温度を監視して，温度高により警報を発するとともに，自動で加温を停止する設計とする。	運用要求 機能要求 ②	計測制御設備 安全保護回路 溶媒回収設備　溶媒再生系　分離・分配系 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 溶媒回収設備　溶媒再生系　ウラン精製系 溶媒回収設備　溶媒再生系　プルトニウム精製系 【施設共通　基本設計方針】	設計方針（発生防止） 基本方針(火災防護計画)	△	【施設共通　基本設計方針】	－	－	－	－	－
30	蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求 ②	計測制御設備 溶媒回収設備　溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
31	溶媒蒸留塔の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求 ②	計測制御設備 溶媒回収設備　溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
33	外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視し，温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求 ②	計測制御設備 廃溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
34	熱分解ガスを燃焼する装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視し，温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求 ②	計測制御設備 廃溶媒処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
38	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には，熱的制限値（加熱蒸気の最高温度135℃）を設定し，濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し，温度計により監視し，温度高により警報を発するとともに，加熱蒸気の温度が設定値を超えないために，蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。	機能要求 ②	計測制御設備 安全保護回路 分配設備 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 酸回収設備　第2酸回収系 高レベル廃液処理設備　高レベル廃液濃縮系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
41	または，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給（水素掃気）する設計とする。	機能要求 ②	安全圧縮空気系 溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備　溶媒再生系　分離・分配系 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備　溶液系 高レベル廃液濃縮系 高レベル濃縮廃液貯蔵系 不溶解残渣廃液貯蔵系 共用貯蔵系 高レベル廃液ガラス固化設備	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
44	洗浄塔は，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し，廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに洗浄塔に供給する空気の流量を監視し，流量低により警報を発するとともに，自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。	機能要求 ②	計測制御設備 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
25	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は，化学的制限値（ｎ－ドデカンの引火点74℃）を設定し，化学的制限値を超えて加温することがないように，溶液の温度を監視して，温度高により警報を発するとともに，自動で加温を停止する設計とする。	運用要求 機能要求②	△	－	【施設共通　基本設計方針】	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	△	－	【施設共通　基本設計方針】	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
30	蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
31	溶媒蒸留塔の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
33	外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視し，温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
34	熱分解ガスを燃焼する装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視し，温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
38	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には，熱的制限値（加熱蒸気の最高温度135℃）を設定し，濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し，温度計により監視し，温度高により警報を発するとともに，加熱蒸気の温度が設定値を超えないために，蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
41	または，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給（水素掃気）する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	＜圧縮機＞ ・容量	△	－	基本方針	－	－	＜圧縮機＞ ・容量
44	洗浄塔は，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し，廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに洗浄塔に供給する空気の流量を監視し，流量低により警報を発するとともに，自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
45	第２気液分離槽は，窒素ガスを供給し，４価のウラン（以下「ウラナス」という。）を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに第２気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。	機能要求 ②	第２気液分離槽は，窒素ガスを供給し，４価のウラン（以下「ウラナス」という。）を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。 さらに第２気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
47	運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は，化学的制限値（還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算6.４ｖｏｌ％）を設定し，還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し，還元用窒素・水素混合ガスが空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一，水素濃度が設定値を超える場合には，還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求 ②	計測制御設備 安全保護回路 還元ガス供給系	設計方針（発生防止）	△	基本方針	－	－	－	－	－
104	ａ．３時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している最重要設備となる安重機能を有する機器等は，火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を確認した，隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求 ② 評価要求	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁））	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	○	【施設共通　基本設計方針】	－	－	－	－	－
105	ｂ．水平距離６ｍ以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備は，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を６ｍ以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) （ケーブルトレイ消火設備， 電気盤・制御盤消火設備））	設計方針（影響軽減）（第2回以降）	○	基本方針	－	－	－	－	－
106	ｃ．１時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備を１時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ② 評価要求	1時間耐火隔壁 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) （ケーブルトレイ消火設備， 電気盤・制御盤消火設備））	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	○	基本方針	－	－	－	－	－
109	b．中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策 中央制御室床下コンクリートピットに関しては，敷設する互いに相違する系列のケーブルについては，１時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。 また，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置し，火災の発生場所が特定できる設計とする。 中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な固定式ガス消火設備を設置する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ② 評価要求	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))）	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	－	－	－	－	－	－	－
110	なお，最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ② 評価要求	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))）	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	－	－	－	－	－	－	－
125	7.8.1　火災区域構造物及び火災区画構造物 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，３時間耐火に設計上必要な150ｍｍ以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等），天井及び床により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。	機能要求 ②	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁））	設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）（第2回以降）	○	基本方針	－	○	－	【機能要求②】 火災防護設備　火災影響軽減設備 （火災区域構造物） （低レベル廃棄物処理建屋 第２低レベル廃棄物貯蔵建屋 関連する洞道）	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
45	第２気液分離槽は，窒素ガスを供給し，４価のウラン（以下「ウラナス」という。）を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに第２気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。	機能要求② ―	―	―	―	―	△	―	基本方針	―	―	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件
47	運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は，化学的制限値（還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算6.4ｖｏｌ％）を設定し，還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し，還元用窒素・水素混合ガスが空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一，水素濃度が設定値を超える場合には，還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求② △	―	基本方針	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	―	―	―	―	―	―
104	ａ．３時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している最重要設備となる安重機能を有する機器等は，火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を確認した，隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求 ○	―	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 関連する洞道）	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料	○	―	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 関連する洞道）	―	―	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料
105	ｂ．水平距離６ｍ以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備は，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を６ｍ以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② ○	―	基本方針 （火災防護設備 火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	―	○	―	火災防護設備 火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	―	―	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ
106	ｃ．１時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備を１時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求 ○	―	基本方針 （1時間耐火隔壁 火災防護設備 火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)) （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	―	○	―	1時間耐火隔壁 火災防護設備 火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)) （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	―	―	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ
109	b．中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策 中央制御室床下コンクリートピットに関しては，敷設する互いに相違する系列のケーブルについては，１時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。 また，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置し，火災の発生場所が特定できる設計とする。 中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な固定式ガス消火設備を設置する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求 ○	―	【施設共通　基本設計方針】	―	○	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備 火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))) （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備 火災感知設備 【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))) （制御建屋 緊急時対策建屋）	―	―	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ
110	なお，最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求 ―	―	―	―	―	○	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備 火災感知設備 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))) （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	1時間耐火隔壁(分離板) 火災防護設備 火災感知設備 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備(床下消火設備(手動))) （制御建屋 緊急時対策建屋）	―	―	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ
125	7.8.1　火災区域構造物及び火災区画構造物 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，３時間耐火に設計上必要な150ｍｍ以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等)，天井及び床により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。	機能要求② ○	―	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 関連する洞道）	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料	○	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋 関連する洞道）	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙ･ｺﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾟｰﾅﾌﾟﾙｶﾞｽﾞｲｽﾞﾝ処理建屋 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 重油貯槽 関連する洞道）	―	―	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
126	重大事故等対処施設を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求 ②	火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁））	設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）（第2回以降）	－	－	－	－	－	－	－
144	(1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則，又は試験結果に基づく消火剤容量を配備する設計とする。	機能要求 ② 評価要求	火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) （ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備） 消火水供給設備	設計方針（火災の消火） 評価方法（火災の消火） 評価（火災の消火）	○	【施設共通　基本設計方針】	－	－	－	－	－
145	消火用水供給系の水源は，消防法施行令，危険物の規制に関する規則及び都市計画法施行令に基づくとともに，２時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求 ②	火災防護設備 消火設備 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （【機能要求②】 火災防護設備 消火設備(消火用水貯槽，ろ過水貯槽)は次回に申請する。）	－	－	－	－	－
146	また，緊急時対策建屋の水源は，消防法施行令に基づくとともに，２時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求 ②	火災防護設備 消火設備 （消火水槽（AZ） 防火水槽（AZ））	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
147	(2) 消火設備の系統構成 a．消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として，ろ過水貯槽（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））及び消火用水貯槽（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	火災防護設備 消火設備 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （【機能要求②】 火災防護設備 消火設備(消火用水貯槽，ろ過水貯槽)は次回に申請する。）	－	－	－	－	－
148	緊急時対策建屋の水源は，同建屋に消火水槽，建屋近傍に防火水槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	火災防護設備 消火設備 （消火水槽（AZ） 防火水槽（AZ））	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－
149	消火用水系の消火ポンプは，必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））に加え，ディーゼル駆動消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を１台ずつ設置することで，多様性を有する設計とするとともに，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，圧力調整用消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を２基設ける設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	火災防護設備 消火設備 （電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ）	設計方針（火災の消火）	○	基本方針 （【機能要求②】 火災防護設備 消火設備(電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ)は次回に申請する。）	－	－	－	－	－
150	また，緊急時対策建屋の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを２台設置することで，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	火災防護設備 消火設備 （電動駆動消火ポンプ(AZ)）	設計方針（火災の消火）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
126	重大事故等対処施設を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求 ②	○	－	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 関連する洞道）	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料	○	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	【機能要求②】 火災防護設備 （火災区域構造物（耐火壁）） （精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 関連する洞道）	－	－	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料
144	(1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則，又は試験結果に基づく消火剤容量を配備する設計とする。	機能要求 ② 評価要求	○	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （消火水供給設備）	基本方針 （【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)) （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）は最終回次に申請する。）	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ ＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程	○	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備)) （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備,電気盤・制御盤消火設備) 消火水槽（AZ） 防火水槽（AZ）） （精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径、厚さ ＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程
145	消火用水供給系の水源は，消防法施行令，危険物の規制に関する規則及び都市計画法施行令に基づくとともに，２時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求 ②	○	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽）	－	＜容器＞ ・容量	－	－	－	－	－	－
146	また，緊急時対策建屋の水源は，消防法施行令に基づくとともに，２時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求 ②	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （消火水槽（AZ） 防火水槽（AZ））	－	－	＜容器＞ ・容量
147	(2) 消火設備の系統構成 a．消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として，ろ過水貯槽（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））及び消火用水貯槽（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	○	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （消火用水貯槽 ろ過水貯槽）	－	＜容器＞ ・容量 ＜主配管＞ ・外径、厚さ	－	－	－	－	－	－
148	緊急時対策建屋の水源は，同建屋に消火水槽，建屋近傍に防火水槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （消火水槽（AZ） 防火水槽（AZ）	－	－	＜容器＞ ・容量
149	消火用水系の消火ポンプは，必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））に加え，ディーゼル駆動消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を１台ずつ設置することで，多様性を有する設計とするとともに，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，圧力調整用消火ポンプ（廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設と共用（以下同じ。））を２基設ける設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	○	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ）	－	＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程	－	－	－	－	－	－
150	また，緊急時対策建屋の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを２台設置することで，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求 ① 機能要求 ②	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 火災防護設備 消火設備 （電動駆動消火ポンプ(AZ)）	－	－	＜主配管＞ ・外径、厚さ ＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程

第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請区分の展開
（第三十八条：臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	施設事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１ＣＶ（貯蔵室共用）						第２ＣＶ（貯蔵室専用）						第３ＣＶ（主要４建屋（施設共用））						第３ＣＶ							
							説明対象	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載		説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	申請対象設備（別設工認①：第二ハーディタイプ４種類に係る解釈）	申請対象設備（別設工認②：海洋放射性物質（第三条））	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備の臨界検知用放射線検出器において臨界事故が発生を検知した場合に、制御設備の設備機器に対して可燃性中性子吸収材を自動で重力流により挿入できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備 ○代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備 ○貯槽 ・代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備 ・設備 ・設備種	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠書 Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の系統構成や設備仕様を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
5	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、本施設に係わりをもつために必要な可燃性中性子吸収材を内包できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備	設計方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
6	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備の臨界検知用放射線検出器により、臨界事故が発生した臨界現場の臨界の上昇を検知し、臨界事故が発生したと判定した条件下に、遠方に遠隔ようが手を開放することにより、貯蔵室臨界事故が発生した機器に、重力流により可燃性中性子吸収材を供給し、10分以内に可燃性中性子吸収材の臨界が完了できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備の配管 ○代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備 ○貯槽 ・代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備 ・設備 ・設備種	設計方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
9	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、臨界事故が発生した機器を本施設に係わりをもつために必要となる可燃性中性子吸収材に対して設置に十分な強度を有しつつ可燃性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に２系列を設置して設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠書 Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の系統構成や設備仕様を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
15	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、臨界事故が発生した機器を本施設に係わりをもつために必要となる可燃性中性子吸収材に対して設置に十分な強度を有しつつ可燃性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に２系列を設置して設計とする。	機能要求② 設置要求	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠書 Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の系統構成や設備仕様を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
16	可溶性中性子吸収材は硼酸ガドリニウムとし、その濃度は硼酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ、約10g／リットルとする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備	設計方針（個数及び容量）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
17	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、臨界事故時において、臨界検知用放射線検出器の設定を考慮して確実に作動する設計とする。	機能要求②	○代替可燃性中性子吸収材緊急挿入 ○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 ニ　重大事故等対処設備に関する計測 ニ-2　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の系統構成や設備仕様を説明する。 【ニ　重大事故等対処設備に関する計測】 ニ-2　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	第３ＣＶ									
		説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	申請対象設備（別設工認①：第二ハーディタイプ４種類に係る解釈）	申請対象設備（別設工認②：海洋放射性物質（第三条））	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備の臨界検知用放射線検出器において臨界事故が発生を検知した場合に、制御設備の設備機器に対して可燃性中性子吸収材を自動で重力流により挿入できる設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–
5	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、本施設に係わりをもつために必要な可燃性中性子吸収材を内包できる設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–
6	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、代替可燃性中性子吸収材緊急挿入設備の臨界検知用放射線検出器により、臨界事故が発生した臨界現場の臨界の上昇を検知し、臨界事故が発生したと判定した条件下に、遠方に遠隔ようが手を開放することにより、貯蔵室臨界事故が発生した機器に、重力流により可燃性中性子吸収材を供給し、10分以内に可燃性中性子吸収材の臨界が完了できる設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–
9	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、臨界事故が発生した機器を本施設に係わりをもつために必要となる可燃性中性子吸収材に対して設置に十分な強度を有しつつ可燃性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に２系列を設置して設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–
15	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、臨界事故が発生した機器を本施設に係わりをもつために必要となる可燃性中性子吸収材に対して設置に十分な強度を有しつつ可燃性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に２系列を設置して設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–
16	可溶性中性子吸収材は硼酸ガドリニウムとし、その濃度は硼酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ、約10g／リットルとする。	–	–	–	–	–	–	–	–
17	代替可燃性中性子吸収材緊急挿入は、臨界事故時において、臨界検知用放射線検出器の設定を考慮して確実に作動する設計とする。	○	–	○代替可燃性中性子吸収材緊急挿入 ○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	–	–	○計装設備 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ・インターフェイス ・設定値	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 ニ　重大事故等対処設備に関する計測 ニ-2　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可燃性中性子吸収材緊急挿入系の系統構成や設備仕様を説明する。 【ニ　重大事故等対処設備に関する計測】 ニ-2　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請区分で新規に記載する項目又は当該申請区分で記載を追記する項目
△：当該申請区分以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
－：当該申請区分で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請区分の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故等可搬性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	施設事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１ピア（貯蔵建屋用）						第２ピア（１号炉共用）						第２ピア（１号炉４号炉（施設共用））						第３ピア							
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載		説明対象	申請対象設備（１項変更）	申請対象設備（２項変更）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更）	申請対象設備（２項変更）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更）	申請対象設備（２項変更）	申請対象設備（別設工認①：第２ハーヴィスト／４種に係る解釈）	申請対象設備（海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	重大事故等可搬性中性子吸収材供給系は、重大事故等可搬性中性子吸収材供給設備の運用検知用施設機器において臨界事故の発生を判定した際は、臨界事故が発生した機器に対して可搬性中性子吸収材を自動で重力流により５分以内で注入する設計とする。	機能要求②	【初処理建屋】 ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の配管 ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系のインジェー駆流浄機用） ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系のハ洗浄機用） ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のインジェー駆流浄機用） ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のハ洗浄機用） ・ハンドピース駆流浄機 ・ハル洗浄槽	設計方針																													
30	重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽には、臨界事故に移行するために必要な可搬性中性子吸収材を内包できる設計とする。	機能要求②③	【初処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のインジェー駆流浄機用） ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のハ洗浄機用）	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。																	○	－	【初処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のインジェー駆流浄機用） ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のハ洗浄機用）	（容器） ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法及び角形・厚さ ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。	－	－	－	－	－	－	－
31	重大事故等可搬性中性子吸収材供給系は、重大事故等可搬性中性子吸収材供給設備の運用検知用施設機器によって、臨界事故が発生した機器等の構造等の上昇を検知し、臨界事故が発生したと判定したことを条件とし、重力流路上の弁を開放することにより、自動で臨界事故が発生した機器に、重力流により可搬性中性子吸収材を供給し、30分以内に可搬性中性子吸収材が供給完了できる設計とする。	機能要求②	【初処理建屋】 ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の配管 ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系のインジェー駆流浄機用） ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系のハ洗浄機用） ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のインジェー駆流浄機用） ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のハ洗浄機用） ・ハンドピース駆流浄機 ・ハル洗浄槽	設計方針																													
32	重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽は、臨界事故が発生した機器等を臨界に移行するために必要となる可搬性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を保ち、かつ可搬性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に４系列を設置する設計とする。	機能要求②	【初処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のインジェー駆流浄機用） ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のハ洗浄機用）	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。																	○	－	【初処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のインジェー駆流浄機用） ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のハ洗浄機用）	（容器） ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法及び角形・厚さ ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。	－	－	－	－	－	－	－
33	可搬性中性子吸収材は硼酸ガドリウムとし、その濃度は硼酸ガドリウムの溶解度に十分な余裕を持たせ、約10g／リットルとする。	機能要求②	【初処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のインジェー駆流浄機用） ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のハ洗浄機用）	設計方針（個数及び容量）	VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図																				○	－	【初処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のインジェー駆流浄機用） ・重大事故等可搬性中性子吸収材供給槽のハ洗浄機用）	（容器） ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法及び角形・厚さ ・主要材料			－	－	－	－	－
61	重大事故等可搬性中性子吸収材供給系は、臨界事故時において、臨界検知用計測機器が断面を考慮して確実に作動する設計とする。	機能要求②	○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系のインジェー駆流浄機用） ○重大事故等可搬性中性子吸収材供給系のハ洗浄機用） ○計装設備 ・臨界検知用計測検出器	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書 VI-2-2　計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 ヌ　重大事故等対処設備に関する計測 ヘ　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【ヌ　重大事故等対処設備に関する計測】 ヌ　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。																	○	－	○計装設備 ・臨界検知用計測検出器		VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等可搬性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【ヌ　重大事故等対処設備に関する計測】 ヌ　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。	－	－	－	－	（検出器） ・計測範囲 ・警報動作範囲	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書及びVI-2-2　計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 ヌ　重大事故等対処設備に関する計測 ヘ　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定	【ヌ　重大事故等対処設備に関する計測】 ヌ　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。

凡例
・「説明対象」について
○：説明対象に○印を記載する項目又は当該申請区分で記載を追記する項目
△：当該申請区分より前に記載しており、記載内容に変更がない項目
－：当該申請区分で記載しない項目

第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
6	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽 ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	－	－	－	－	－	－	－
7	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
6	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽 ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料
7	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
8	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	—	—	—	—	—	—	—
9	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	—	—	—	—	—	—	—
10	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
8	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料
9	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○可搬型建屋内ホース	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料
10	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
20	一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
25	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型中型移送ポンプ	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
26	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型排水受槽	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
27	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施する場合に必要な給水流量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	可搬型中型移送ポンプ	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
28	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，同時に発生する可能性のある事故への対処も含めて必要な容量を確保する設計とする。	機能要求②	可搬型中型移送ポンプ	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－
29	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	可搬型排水受槽	設計方針（個数及び容量）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
20	一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	機能要求②	○	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	〈主配管〉 ・外径・厚さ	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	－	－	〈主配管〉 ・外径・厚さ
25	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
26	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	可搬型排水受槽	〈容器〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
27	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施する場合に必要な給水流量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
28	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，同時に発生する可能性のある事故への対処も含めて必要な容量を確保する設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
29	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型排水受槽	〈容器〉 ・容量	△	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
6	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽 ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	－	－	－	－	－	－	－
7	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
6	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽 ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料
7	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
8	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	－	－	－	－	－	－	－
9	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
8	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料
9	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○可搬型建屋内ホース	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
10	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	—	—	—	—	—	—	—
20	一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	設計方針（個数及び容量）	—	—	—	—	—	—	—
25	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型中型移送ポンプ	設計方針（個数及び容量）	—	—	—	—	—	—	—
26	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型排水受槽	設計方針（個数及び容量）	—	—	—	—	—	—	—
27	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施する場合に必要な給水流量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	可搬型中型移送ポンプ	設計方針（個数及び容量）	—	—	—	—	—	—	—
28	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，同時に発生する可能性のある事故への対処も含めて必要な容量を確保する設計とする。	機能要求②	可搬型中型移送ポンプ	設計方針（個数及び容量）	—	—	—	—	—	—	—
29	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	可搬型排水受槽	設計方針（個数及び容量）	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表
10	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料
20	一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	機能要求②	○	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	〈主配管〉 ・外径・厚さ	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	－	－	〈主配管〉 ・外径・厚さ
25	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
26	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	可搬型排水受槽	〈容器〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
27	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施する場合に必要な給水流量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
28	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，同時に発生する可能性のある事故への対処も含めて必要な容量を確保する設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量	△	－	－	－	－	－
29	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型排水受槽	〈容器〉 ・容量	△	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１Ｇｒ			第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）			
					説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表
48	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすること又は漏えい量を考慮した位置に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
49	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁の弁等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－
50	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替安全冷却水系	設計方針（環境条件等）	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）				第３Ｇｒ					
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表
48	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすること又は漏えい量を考慮した位置に保管することにより，機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
49	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁の弁等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－
50	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目